

平成19年予算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成19年3月19日（月曜日）

午前10時00分開議

午後 4時37分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 3号 平成19年度士別市一般会計予算

議案第 4号 平成19年度士別市診療施設特別会計予算

議案第 5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 6号 平成19年度士別市老人保健特別会計予算

議案第 7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第 9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計予算

議案第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第14号 平成19年度士別市水道事業会計予算

議案第15号 平成19年度市立士別総合病院事業会計予算

議案第16号 士別市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

閉議宣告

出席委員（21名）

委員	山居忠彰君	副委員長	伊藤隆雄君
委員	井上久嗣君	委員	丹正臣君
委員	粥川章君	委員	小池浩美君
委員	柿崎由美子君	委員	平野洋一君
委員	足利光治君	委員長	遠山昭二君

委員 岡崎 治夫 君
委員 山田 道行 君
委員 齊藤 昇 君
委員 牧野 勇司 君
委員 中村 稔 君
委員 岡田 久俊 君

委員 谷口 隆徳 君
委員 田宮 正秋 君
委員 池田 亨 君
委員 菅原 清一郎 君
委員 神田 壽昭 君

事務局出席者

議会事務局長 辻本 幸慈 君
議会事務局
総務課主幹 近藤 康弘 君
議会事務局
総務課主事 岩端 聖子 君

議会事務局
総務課長 藤田 功 君
議会事務局
総務課主査 浅利 知充 君

(午前10時00分開議)

委員長(遠山昭二君) 予算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

委員長(遠山昭二君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。
井上久嗣委員、丹 正臣委員を指名いたします。

委員長(遠山昭二君) それでは、これより付託案件の審査に入ります。

この際、会議の進め方についてお諮りいたします。初めに、付託されました予算案と関連議案を一括して総括質問を行い、その後、関連議案の審査を行い、次に各会計ごとに予算案の内容審査を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、このように決定いたしました。

更に、この際、議事の進行についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまでに他の委員は発言を遠慮していただくこととし、更に、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから、次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思っております。

なお、この内容の説明聴取は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、このように審査を進めることに決定いたしました。

委員長(遠山昭二君) それでは、これより総括質問を行います。

谷口隆徳委員。

委員(谷口隆徳君) それでは、総括質問を行わせていただきます。

13日からの一般質問において財政問題については多くの質問が出され、財政の今後の見通しなど、市長の見解をるる伺ったわけでありまして。ここでは、平成19年度の予算編成についての基本的な考え方をお伺いいたしたいと思っております。

平成19年度の予算の編成に当たり、行財政改革大綱実施計画、財政健全化計画、定員適正化計画のもとで、収入確保の難しい中において予算が編成されましたことについて敬意を表するものでございます。その中において、特に高齢者福祉、子育て支援等の児童福祉、基幹産業の農林業の振興、更には生活関連の重要課題は着実に進めていかなければなりません。基金に頼った財政運営や借り入れによる運営は、既に限界に達している状況であることから、財政基盤の強化と行財政のスリム化は必至のこととあります。

地方分権の推進と国家財政の悪化によって、国から地方への財源移譲は縮減される方向にあ

り、大きく依存していた自治体、本市もそうでありますが、厳しい状況にあることは19年度の予算措置を見ても明らかであります。更に、この地域の基幹産業の衰退、少子・高齢化は、過疎化に悩む本市においてはなお深刻であります。

また、経済のグローバル化の進展は、地方生産現場としての機能を弱体化させ、更に公共投資の削減は地域経済の衰退を加速させております。このような環境の変化に対応して地方分権改革を進めるためにも、財政運営の上から予算の編成、つまり歳入歳出の両面において、地方自治法にもありますように、最小の経費で最大の効果を上げるという視点で予算を編成されたと思いますが、予算概要にもありますように、多種多様化する住民要望にこたえるため、可能な限り現行施策の維持に努めたとありますが、現行施策、事業に対する成果などの検証を行った予算編成なのか、改めて本市における予算編成についての基本的な考え方を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

委員長（遠山昭二君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

ただいま委員の方からお話がありましたように、毎年の予算編成の中では常に最小の経費で最大の効果を上げると、そういった観点で常に検討をしながら予算を編成しているところでございます。

そこで、具体的に申し上げますと、19年度の予算編成の中では財政課の方で指定した事業、これも事務的経費とかの施設の管理費等ですけれども、それについて3%を要求の段階で削減した要求を求めて実施しております。こういうことによって2,000万円ほどの一般財源を確保いたしました。そのほかの政策的な予算の中でも、査定の中でいろいろな工夫をして事業費を削減していったと。

具体的に何点が申し上げますと、例えば要求段階で平成19年度に新たに公営住宅、あとはサライズホール、そういった改修という事業も出ておりましたけれども、今後の公債費の負担の平準化ということを考えて、これを先送りしたということもございます。それと、体育館の暖房設備の改修、そういったものでも旧土別中学校の暖房設備を利用して3,600万円の値を1,400万円で予算を組んだというようなものもございます。そのほか、消防のはしご車等の更新にしても、市内の業者との連携によって廃止して1,800万円ほど軽減をしたというような、さまざまな経費節減に取り組みました。

また、ただ削るだけではなくて、地域活動支援センターの事業のように、18年度の事業が280万円でしたが、これを600万円というふうに大幅に増額したわけですが、対象者の拡大あるいは開設日数を増やすというサービスの増を図りました。ただ、そうすることによって、2分の1の国からの助成が受けられますので、実質、市の負担の20万円の増で大幅な事業の拡大を図ったと。そのほか、一時保育とか障害児保育の事業の拡大といった、こういったことにも努めてきたところでございます。

こういうようないろいろな工夫をした結果、平成19年度予算を編成することができたわけですが、委員のお話の中にもありましたけれども、少ない財政調整基金の中から更に1億3,000万円ほど繰り入れをすると、そういった予算の編成になったということでございます。

それで、今後になりますけれども、これまで土別市の場合、平成10年から2回にわたる健全化を実施してきております。その間もプールとかスキー場と、そういった施設の廃止にも努めてきております。そのほかの老人医療費の単独助成、敬老会の開催の補助、寒冷地作物の奨励の補助、それとか診断文書料の助成と、そういった市の単独事業についてもさまざまな見直しをしてきております。そのほかにも平成15年に公共料金を一斉に改定して、住民負担をお願いしていたと、そういったことから、これからなかなか事業の見直しといったことになると、できる分野というのが限られてきているのかなというふうに考えております。極端に言いますと、今の予算の中では、どうしてもやらなければならない事業だけが残っているというような状況にはあります。

そこで、今後も健全化の期間中は一定の基金の繰り入れといったものはいたさなければならないという見込みにありますけれども、これを少しでも減らすということで、常に事務事業を見直す。やる際にあっても、創意工夫を凝らすといったようなこと、あるいは事業の選択をして、地方債つまり借金の発行を少しでも減らすといったようなことをして、財政の健全性には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） いろいろと19年度の予算につきましては、先送りあるいは予算要求の3%減あるいは事業の改善などを図ってきたという、今お答えでございました。特に予算につきましては、私は、重要なのは、やはりこれからの苦しい財源を確保して、ある程度消費に努めていく、予算づけしていくということからすれば、やはり歴史性といいますが、それから習慣、今までやったからこの程度つけておこうか、あるいは昔からこうだからこうだ、この事業は特殊だから、これはどうしてもというような要求、要望というのが、どうしても内部的にも外部的にもいろいろな圧力がかかってくる場合が多いと思うんですが、これからやはりそういう財源の厳しい中で予算を編成していくという上において、やはりできるものとできないものというものの区別をきっちり立てていくということが、これからの財政運営のためにも予算編成の上にも大切ではないかと思うんですが、その点、これからの方向性としてはどうお考えなのか。

委員長（遠山昭二君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） ただいま委員の方からお話もありましたように、これからできるものとできないものといったものは、常に明確にしていかなければならないということは当然と考えております。それで、そういった判断というのをどこでするのかとのものなかなか難しいものがあります。先ほども申し上げましたけれども、老人医療費の単独の助成と、そういったもの

を廃止するとなると、それは当然市民の方にも一方では負担がかかるといったこともありますので、そういったものをこれから廃止なり見直すといったときには、一定の基準といったようなものができて、市民の方にも理解が得られるような、そういったものをつくっていかねばならないのかなというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 当然予算の執行につきましては、やはりそういう気構えといいますか、そういう厳しい目で見ていくということも必要だと思います。

次に、財政の健全化を図るという意味からすれば、行財政改革をやっぱり徹底して進めていくということだと思います。これは先ほど申し上げましたように、最小の経費で最大の効果を上げていくという強い意識を持った自治体経営というものが要求されるんじゃないかというふうに思うわけでありまして。質の高いサービス、行政サービスを供給しようとする考えに立った自治体のマネジメントというものがしっかり確立していくということが、これからの住民ニーズに合った行政サービス、それは、今、消費主体から生産主体に変わるべきであるというようなことが言われているわけでありましてけれども、やはり先ほど予算の編成の中でもおっしゃってましたように、財政収支のバランスの改善をとるための一律の削減あるいは職員数の削減、また職員給与の見直しということも19年度から4年間行われることになっておりますけれども、ある意味では、これは長期的な自治体運営の改革にはなっていないんじゃないかというふうに思うわけでありまして。短期的には職員給与の削減というのは、収支のバランスをとる関係でそういうような措置をとられたと思いますけれども、やはり自治体の行政マネジメントというものをしっかりと持った行政運営をしていくべきではないかというふうに思うわけでありまして。

それには、やはりある程度事業の目標設定あるいは政策目標の具体化というものは、やはり市民にしっかりと公開されていく、そういう状況の上で、こういうふうな仕事をしていくんだということの方向性が必要でないかと思いますが、その点、どういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） 委員のご質問にお答えいたします。

自治体マネジメントについて、しっかり確立しているのかというお尋ねでございますが、今日、地方分権の進展や財政運営に関する懸念、更には住民ニーズの多様化など、地方自治体を取り巻く環境というのは、かつてない大きな変革期を迎えていると言っても過言ではなからうかというふうに考えております。こうした中で地方自治体におきましては、この新しい政策的な環境、行政システムの変革等々を、そういった財政運営の視点を重要に置きまして進めていくことが必要でなからうかというふうに考えているところでございます。

そうしたことから、市として行政運営としての質の向上を図ることを主眼に、社会環境と住民ニーズの変化に対応いたしまして、住民や地域社会が要求する質、更には行政経営全体の質、それからこれら成果を生み出す仕組みの展開等、自立的な継続した改善というものが必要

になってくるのではなからうかというふうに考えております。このためにも、まずは住民の視点や声を的確に反映する行政運営の仕組み、更には客観的な基準に基づく行政活動全体を評価する仕組み、そして行政みずから継続して改善に取り組む仕組みづくり、こういった普遍的なものが、委員ただいまお話ございましたような自治体マネジメントとなっているものであるというふうに考えているところでございます。

そこで、今後の行財政改革の基本的な進め方についてのお尋ねでございますが、今日の分権型社会を踏まえまして、今、自治体には地域の個性や特性を生かしたまちづくりが求められているところでありまして、その目標につきましては、自分たちのまちは自分たちのために、そして自分たちの責任において、自分たちの手でつくるということではなからうかというふうに考えてございます。この実現のために、行政や市民は何をなすべきなのか、財政負担はどうあるべきなのかといった観点を根底に据えながら、根本的な改革に取り組むことによって、確固たる財政基盤のもとに未来を見据えた施策を展開することが重要であるというふうに考えてございます。

委員のお話にございましたように、消費主体から生産主体に変わるべきということでございますけれども、いわゆる消費主体と申しますのは、従来の手法による事務事業の見直し、更には経費の削減といった、観念的には全体的にマイナス的なイメージを伴う取り組みだというふうに考えております。そこで改革に伴うプラス志向といたしまして、市民と行政の更なる連携の強化など、市政にかかわっての市民協働ネットワークのネットワークづくり、更には官と民の役割分担を見きわめる中で、外部委託等いわゆるアウトソーシングになりますが、これらの検討を加えるなどして民間活力の活用を推し進めることによって、新たな行政機能の構築と展開が可能となるというふうに考えてございます。

そこで、行政が市民に対して何をなすべきなのか、市民と行政がどのようにして協働していけるのか、こういった視点に立ちまして、新たな改革の視点ということで、昨年5月に行財政改革大綱並びにその大綱に伴います実施計画を策定いたしました。これら大綱によって、本市における改革の基本的な考え方を示したところでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 今、お話を伺いました。そういう方針で、方向でこれからの財政運営に当たっていただきたいというふうに思うわけでありまして。先ほど消費主体から生産主体と申したのは、そのまま生産主体になることではなくて、やはり民間のマネジメントをしっかりとっていくということだと思っておりますけれども、その中の1つには、地域の限られた資源を最も有効に活用するということが一つ重要な視点かなというふうに思うわけでありまして。

3月18日付の道北日報の社説にありましたけれども、厳しい財政の中でも夢のある施策をとというような社説がありました。全体的に記者の目から見て、やはりどこでも地方自治体というのは非常に厳しい財政の中でやりくりしているなということの中で、少しでも夢のある施策が

できないのかなという問いかけだと、私は受け取ったわけでありませけれども、市長がいつもおっしゃっていますように、トップセールスマンとしての活動をする、こういうふうなおっしゃり方がありましたけれども、土別市の地域の資源をやはりこういう財政難の時期にしっかりと売り出すという視点が必要かなというふうに思わせていただいております。それは、これからの世界陸上をこちらに受け入れるということがございました。一つの案として、考え方としてこういうのはどうかという視点を持ったわけでありませけれども、やはりグラウンドとか、それから陸上競技場に企業名の命名権を売るといいますか、貸すといいますが、そういうものを利用して、やはりそこに少しでも資金を導入していくということができないのかな。宣伝あるいは広告としての作用として、これからの土別市の陸上競技会あるいは陸上競技場が世界に名だたる陸上競技場になるという、こういう夢を抱くということで、トヨタならトヨタのトヨタ土別市民グラウンドとかというふうな、そういう命名権を売却するといいますが、そういう協賛を得ていくということはどうか。また、ハーフマラソンにつきましても、そういう企業名を冠にして、そういうものでスポーツイベントの冠で、そういうものの資金援助をしていくことはどうか。限られた資源を生かす、それからサフォークランドが、今、市長が力を入れて一生懸命市としてもやっておりますけれども、サフォークランドはほかに譲るわけにはいきませけれども、そのほかに、やはりそういう資源を活用して、少しでも財政運営のために活用していくというような有効活用も一つのやり方かなというふうに思っております。その点どういうふうにお考えかお尋ねしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

今の命名権のお話で、例えばグラウンドとか陸上競技場あるいはハーフマラソンにおいても、一つの企業の冠をつけたらどうか、こういったお話でありませけれども、特に施設の命名につきましては、最近いろいろな自治体で検討されている、こういった情報を私どももとらまえております。

そうした中で、特に北海道内において、こういった企業に命名権を売るとした場合に、私どもが新聞報道等と言っている情報の中では、場合によっては、そういった契約等が成立しないというんですか、こういったものが多数あるということは承知しているわけございませ、土別市においてこういったことができるかどうかということは、市としても改めて検討はしてみなければならぬかなと思っております。

更に、ハーフマラソンあるいはサフォークランド土別、こういったことについても命名権、こういったことが可能かどうかということについては、私どもとしては検討しなければならぬ立場にありますので、こういったことについて全体を通してできるかどうかについて検討を図ってまいりたいと、こういうふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 次に、事務事業の見直しについてお伺いをいたします。

個別事務事業の存続あるいは廃止については、受益者である市民の廃止に対する反発などがありまして、1度事業に乗せれば、なかなか廃止を実現することは難しいというふうに思われます。その結果、財政状況が悪化したときは、予算編成の上で一律に、先ほども申しておられましたように、3%削減したということでありましたけれども、公平に配分する方法がとられるということになるわけでありまして、一律カット方式による減量経営は、摩擦を避ける上では優れた方法でありまして、必要なものにまでメスを入れるということになるわけでありまして、既得権の壁、その結果としての一律方式カットの採用した予算編成であるならば、市民の福祉の最大化という目的を達成するためのルールとして、事務事業の存廃に係る評価方法を確立しなければならぬと思うわけでありまして。

そこで、19年度から導入する事務事業評価システムによる目標と成果を検証していくことは、市民のニーズにこたえとともに、必要なところから実施していくという行政効率を図られるということで歓迎すべきであると思いますが、どのような評価システムなのかお尋ねをいたします。

委員長（遠山昭二君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

国とか地方、全国的に財政状況が悪化してきたことから、こういった事務事業の評価というのは盛んに今行われているわけですが、旧土別市の方でも平成10年度から実施をしてきたところですが、16年度に事業別予算というふうに予算の組み替えをいたしましたこと、それと17年度合併したといったことがあって、大きく事業を組みかえたということもありましたので、現在は中止しておりますけれども、ただ、事業の目的とか達成目標と、そういったものを明確にして常に検証をしていくといったことは当然必要ということでありまして、健全化計画の中で19年度から導入ということを決めております。

そこで、その実施要領を18年8月に策定をいたしましたところでございます。それで、このシステムの大きな目的といいますのが、単に事業担当部署がその事業をやりっ放しというのではなくて、みずからそれを検証して課題を把握していくと、そういったこと。そして、その結果をもとに、事業の見直しして改善を図っていくといった、そういったスタイルの確立というのが当然なんですけれども、それともう一つ、大きな目標として、なぜ市がこういった事業に取り組んでいるのかといったことに対する市民への説明責任といったようなことが大きな目的ということになります。そのために、事業ごとに評価シートというものを策定いたしまして、担当課による5段階の評価のほか、具体的にわかりやすく活動指標、成果指標、効率性指標と、そういう3つの指標というものは決めました。こういった指標を定めることによりまして、例えば交通安全講習会と、そういったような事業が同じような事業が2つあって、両方とも事業費が50万円だったとします。指標の方で、成果指標として片方の事業は参加者が50人だった、もう片方の事業の方は500人だったということになりますと、その事業の効果としては、当然

その市民ニーズの大きさといったものが目に見えてわかることになりまして、それを経年的に続けていくことによってどんどん参加者が増えていけば、その事業に取り組んでいた効果というのがわかりやすくなるのかなといったようなことを考えております。

それと、今回の評価シートの中では、人件費、その事業にかかわる人件費の部分もあらわしていきたいというふうに考えております。例えば、事業費ベースで5万円といったような事業がありまして、それに職員が2人も3人も係るような、そういった事業もございます。そういったものを市民の方が見ると、予算的に5万円ですので、大した事業でないなというような観点でとらえられるとします。ただ、そこには職員の人件費がたくさんついているんだといったようなことも市民の方も理解できますし、そういった人件費が増えていくと、今度は職員の方のその事業に携わるコスト意識と、そういったものの改善にもつながるのではないかなというふうに考えております。

今年度、19年度の予算編成に当たって約140の事業を担当課に作成をしていただいております。現在その内容を検証させていただいて、その結果をもとにも、その評価の方法自体に改善する点があれば改善して、19年度に本格的に導入して、平成20年度の予算には反映させていきたいというふうに考えております。

ただ、この評価そのものが事業の経費の削減だけをねらっているものというものではありませんで、事業の見直しといった、そういった観点からの実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） ただいま評価についての説明をいただきましたけれども、本当にこういうシステムの評価、事業評価というものは、非常にこれからの住民ニーズにどのようにこたえていくかということは大事なこととなると思いますので、ひとつできるだけシンプルに、そしてわかりやすい、透明性のある評価のシステムが構築されて、市民にわかりやすいようにしていただければありがたいというふうに思っているわけでありまして。

次に、行政の守備範囲についてお伺いいたします。

1970年代には、どちらかといえば住民が求めていくものに極力こたえていくということが望ましいという行政のあり方だと考えられてまいりました。税が自然に増収によって経済が右肩上がりの状況になっておりまして、ある程度の予算措置は十分にできたというふうな方向でありました。しかし、今日の財政難の状況にあっては、行政がどこまで責任を持つべきか、行政の関与の方法はいかにあるべきかという行政守備範囲を絶えず点検し、見直していく必要があると思われるわけでありまして。個人ニーズ、社会ニーズ、行政ニーズに対する区分、今日の行政サービスの中には、かつては行政の守備範囲であったものが、社会情勢の変化によって行政が手放すべきものもあるだろうし、また、創設当時の意義や目的においても、現時点では妥当なのかどうか、指定管理者制度の活用など、行政以外にニーズを充足する主体はないのかとい

う点検をすることが必要であります、どうお考えなのかお伺いいたしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

社会情勢の変化によりまして、行政事務の意義や目的がなくなったようなもの、そういったようなものについては見直しが必要ではないかというようなお尋ねでございますが、委員からお話のありました、その社会情勢の変化という意味では、最大のものは、平成12年に施行されました地方分権一括法ではなからうかというふうに行政的には考えているところでございます。これにつきましては、既に御承知のとおりでございますが、従前の機関委任事務制度というものが廃止となりまして、全国の地方自治体におきましては法定受託事務と、それから自治事務という2つの大きなカテゴリーに分かれまして、国の関与の見直し、更には事務事業の権限移譲、あわせて必置規制の整理合理化等々が行われまして、いわゆる中央集権的な国の行政制度というものが、明治以来形成されてきたわけでございますけれども、これが大きく関係が大変革されたということが一番大きなものではなからうかなというふうに考えているところでございます。このことによりまして、全国の自治体におきましては、自己決定、自己責任といったもとで、それぞれの地域における行政を自主的かつ自立的に総合的に実施をするという役割と同時に、従前にも増して地域住民の視点に立って、その実情に沿った行政を展開しなければならないということになったところでございます。国と地方が対等協力関係という新しいカテゴリーの中で、多様と分権という新しい行政システムが構築されたところでございます。

そこで、これらの自治体が実際に行っております事務事業につきましては、多種多様で多岐にわたっているわけございまして、こうした個別の行政的業務の執行に当たりましては、常に社会的・政治的環境の変化に即応して、制度や住民サービスの見直しがなされてきたところだというふうに考えてございます。

特に政策的な自治事務につきましては、各自治体固有の事務として高度化・多様化する市民ニーズに対応いたしまして、市民の負託にこたえるものでございますけれども、これら事務につきましては、当然社会的・政治的状況や政策的環境の変化によりまして、その制度の見直しや一層の充実、更には、また廃止といった場合もあるわけでございます。

こうした事例の一つといたしまして、直近で申し上げますなら、朝日地区におきます行政区から自治会制度への移行というものが特徴的なものではなからうかというふうに考えているところでございます。

更に、公共施設等の公の施設の管理運営についてでございますが、これらにつきましては住民サービスに係る事務事業の運営など、そうした客体の問題についてでございますけれども、必ずしも行政がこれらにすべて携わらなければならないというわけではありませんことから、委員のお話にもございましたように、生産主体を踏襲する改革といたしまして、民間の実施が効率的・効果的にその業務が執行できるものにありましては、民間に任せるといったことを基本にいたしまして、平成15年の地方自治法改正を受けまして、公の施設の管理につきましては、

管理委託制度というものが廃止されまして、指定管理者制度の創設につながったということでございまして、昨年本市におきましては、4月にホテル翠月を初めとする10施設を指定管理者へ移行したところでもございます。

今日の多様化する住民ニーズによりまして、民間事業者の持っておりますノウハウ等を広く活用することが有効であるというふうに判断をいたした場合におきましては、地域振興及び地域の活性化並びに行財政改革の推進の効果ということも視野に入れながら、そういったものに関して期待されるものにはありましては、積極的な導入活用を検討することといたしているところでもございます。加えて、この指定管理者制度だけではなくて、全体といたしまして、NPO、更には市民ボランティア団体、更には自治会組織の市民組織、そういったような組織等々を民間活力の活用を推進してまいりたいという考え方に立ちまして、今般の行財政改革大綱にもこうした考え方を盛り込んでいるところでもございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 指定管理者制度あるいは民間ということでもございました。住民ニーズを充足するというにおきましては、なかなか住民全般のニーズが収集しにくいというようなこともあるかと思われまして。今、市民と語る会あるいは自治会、自治会長会議など、住民との対話を十分重ねておるようでもございますけれども、その中でも声なき多数の声というものが必ずあるはずでありまして、そういうニーズに常に行政側としてアンテナを張りめぐらせていただきたいと思っておりますが、この点について再度考え方を伺いたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

行政ニーズ、市民のニーズの的確な把握ということが大変重要になってまいります。そこで、市長と語る会等々、そういった政策的な判断ですとか、そういったものにつきましては、市民の方々の声を十分行政に反映できるような形で取り進めることが重要というふうに考えてございます。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 次に、経費節減について伺います。

特に需用費関係につきましては、今後とも経費の節約・節減に努めていくということが重要であると思われまして、現状においても節電やむだの排除など、本庁舎内では徹底して行われていると思われまして。他の公共施設においても、それが実施されているのか、あるいはそういうものについての点検、再確認というものが全体を通して必要でないかというふうに思われるわけでありまして。目の届くところは、ある程度実施されておるけれども、届かないところはなかなかということもあるやにも伺っておりますが、また、公用車等の必要最小限のものとするなど、むだを省くための管理体制あるいはチェック機能が十分に働く体制にあるのかどうか、伺いたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

経費の節減にかかわってのチェック機能や管理体制についてのお尋ねでございますが、先ほど財政課長の方からお話ありましたように、限られた財源の中でこういった市民の方々の高度な市民ニーズに対応するためには、やっぱり公共性・公平性の原則に留意をしながら、民間の経営手法、更にはコスト感覚に学んで徹底した効率化や減量化に取り組んでいくということは、今さら申し上げるまでもないことだと、こういうふうに思っておりますが、何よりもまず職員みずからこうしたコスト意識を持って、日常の業務に当たることが重要であるというふうに考えてございます。

そこで、これまでも全庁を挙げまして、今日までさまざまな対策を講じてきたところでございますし、これらにつきましては、本庁以外の各施設等々におきましても同様でございますし、徹底した指導を行っているところでもございます。具体的な取り組みとして一例を挙げさせていただきますなら、就業時間外の事務室の消灯でございますとか、それから公用車につきましても、できるだけ軽車両の購入ですとか、それからライトバン、荷物が積めるということもございましてライトバンの購入促進ですとか、それから燃料代の節約のために不要なアイドリングは避けるといったこと、更には公用自転車というのも本庁の場合持っておりますし、近場の業務につきましては自転車で行っていただくというようなこともございます。更には、文書ファイル、封筒、ミスコピー用紙、これは裏面を使ったりするようなことでの再利用の促進ということにも取り組んでございますし、更には最近はやりでございますが、クールビズ、ウォームビズなどの導入等々も手がけているところでございます。

そこで、公用車のことにつきましてもお尋ねが若干ございましたが、これら配置の見直しという問題でございますが、本庁で管理する公用車、一般乗用車に限りお答え申し上げたいと思っておりますけれども53台、朝日総合支所におきましては17台という現有の車両でございます。これらの公用車の配備につきましては、各施設への配備を除きまして基本的に集中管理を行っている状況でございますので、今後におきましても、それら各部署での使用頻度だとか公務使用の実態を把握しながら、配置台数の見直しを検討することといたしているところでもございます。

更に、こうした取り組みの推進につきましては、さきに策定いたしました行財政改革大綱実施計画におきましても具体的な取り組みを設定いたしまして、全庁を挙げて取り組むことといたしております。更に、管理体制の問題でございますが、これらにつきましては、行財政改革推進会議の中におきまして、更なるコスト感覚の醸成と毎年度これら実施計画にかかわる検証を加える中で、徹底した進行管理を行うことといたしているところでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） ちりも積もれば山となるということでございますので、できるだけむだを省くという姿勢で行政をとっていただきたいというふうに思っております。

次に、地域人権啓発活性化事業について御質問申し上げます。

人権の尊重につきましては、言うまでもなく人間として当然のことでありまして、憲法で示されているとおりであります。人権を守るということは、人類共通の基本原則であります。しかしながら、経済の発展と科学技術の進歩によって、生活面においては豊かになりましたが、その反面、自己中心的な欲望のみが蔓延し、人類人々の苦しみや痛みに共感することがなかなかできない人間が多くなってまいりました。その結果、差別が助長され、人々の人格や生命の尊厳をも侵してきた状況にあります。この事業は、法務省からの委託事業として取り組むものであるとの説明でありました。

そこで、事業を展開する中で、この地域における人権にかかわるような市民からの相談などがあるのか否か、また、どういう対応をしているのかお伺いをいたします。

委員長（遠山昭二君） 氏家環境生活課主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） 谷口委員の御質問にお答えいたします。

この地域において、人権にかかわるような市民からの相談があるのかないのかということでございますけれども、人権の相談件数につきましては、現在、市には8名の人権擁護委員さんがおりまして、それぞれの委員さんが随時個別に人権にかかわる相談に当たっていただいているところであります。

また、定期的には年2回、人権擁護の日である6月1日及び12月の人権週間中に特設人権心配事相談所を開設し、相談に当たっていただいているところです。更に、旭川地方法務局名寄支局管内の各委員さんが交代で名寄支局に出向き、相談に当たっている常駐相談などがあります。そこで、これらの相談内容件数等につきまして、個人情報保護の関係から人権擁護委員さんは手元に記録は残していないということでありまして、旭川地方法務局名寄支局に土別市の人権相談内容件数等について照会いたしましたところ、名寄支局管内14市町村全体の相談件数の集計はありますけれども、市町村ごとの相談件数は出していないということでございました。そこで、名寄支局管内14市町村全体の相談件数でありますけれども、特設人権心配事相談が平成15年度は59件、16年度29件、17年度25件となっております。地元の4人権擁護委員さんにお伺いいたしましたところ、土別市の特設相談2回やっているわけですが、毎回4件から5件ほどの相談があるということでございました。また、人権擁護委員さんが個別に自宅で受けた相談は、平成15年度が45件、16年度54件、17年度は38件となっております。

更に、法務局名寄支局管内の人権擁護委員さんが交代で法務局に常駐し、月、水、金曜日、週3回となっておりますけれども相談を受けておりますが、この相談件数は平成15年度は81件、16年度20件、17年度は21件となっております。全体としては平成15年度は185件、16年度、103件、17年度、84件となっております、この地方では相談件数は年々少なくなっている状況となっているところであります。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 年々少なくなっているとはいえ、これは潜在化しているのか、あるいは表

に出ているのかということが非常に重要な問題でありまして、特に人権問題につきましては、性差別から障害者に対する差別、貧富の差別、それから職業の違いによる差別、学歴差別、思想信条の違いからくる差別、人種差別、また北海道では認識が薄いんでありますが、部落差別等があるわけでありまして。これらの差別の撤廃に、やはり行政を挙げて、住民挙げて取り組んでいかなければならないと思うわけでありまして。また、今、学校や社会で起こっているいじめや嫌がらせ、更にはDVの問題など、人権の問題にかかわる問題が非常に多く根強くあると思われるわけでありまして。すべてこれは差別意識から来る人権の侵害であります。差別は一人一人の意識が改められない限り、なくすことがなかなか難しい問題でもあります。人間として当然人権の尊重、差別撤廃等を願う気持ちと行動が必要となります。

このたびの人権啓発事業というのは、市民ぐるみで人権意識、人権尊重に取り組んでいかなければならないと思います。人権週間や人権に対する広報もあります。今、みなくるでしたかでもこの間、去年出ていますのぞみの中でいじめ対策特集号の中で、いじめは人権侵害であるという広報活動も常にされているわけでありまして。やはり人権啓発の問題につきましては、やはりこの事業が単年度で終わることなく、やはり今説明ありましたように、人権擁護委員あるいはいろいろなところで差別についての解決、いろいろな研修等を行われているようでございますけれども、やはり継続して市役所内あるいは庁内どこかに人権問題に取り組む専門機関というものを設置して、継続して統一してやはり徹底した取り組みが私は必要でないかというふうに思うわけでありまして。この事業展開と今後の人権問題に対する取り組みについてお伺いをいたします。

委員長（遠山昭二君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

今後の事業展開と、さらに継続した取り組みが必要でないかとのことでございますけれども、委員の話にございましたように、昨今の社会情勢をかんがみますと、継続した取り組みというのは、私どもといたしましても必要なことというふうに考えているところでございます。さまざまな問題が人権の尊重、人権をないがしろにすることから発生しているということは、御指摘のとおりだと考えているところでございます。

そこで、20年度以降というような形になるかと思っておりますけれども、19年度はお話にございましたように、国の補助事業ということで大きな事業費を計上いたしまして、現在審議をいただいているところでございますけれども、これ以降につきましても、研修会等、できる限り可能なさまざまな、お話がございましたような事業展開を行っている講演会の中で人権にかかわるもの、そういったものを拾い出しをして連携強化を図る。あるいは、毎年行っております土別市の人権擁護委員会の部会が行っておりますふれあい広場での人権啓発活動あるいはこういったものとか、自治会連合会で行っておりますコミュニティの推進の中で人権にかかわる部分についても、さまざまなとらえ方をさせていただくということで、連携協力をしながら人権問題の解決、重要性の認識を一人一人職員を初め市民の方々に持っていただくことが重要とい

うふうに考えているところでございます。

また、2点目の市役所の中に専任機関の設置ということでございますけれども、現状といたしましては、人権擁護委員さんの関係につきましては市民部の環境生活課、児童の虐待とか児童関係につきましては保健福祉部と、それからDVのお話もございましたけれども、家庭内暴力等につきまして、あるいは男女共同参画社会、平等といった観点につきましては総務部というようなことで、それぞれの部署にわたっているところは事実でございますけれども、なかなか専門知識を持った委員の配置とか機関については、人の問題等もございましてなかなか難しい面がございますので、現在ございます土別市内の土別市ドメスティックバイオレンス等暴力被害者支援連絡会議というのも設置がされておりますので、こういったところと人権擁護委員さん、あるいは環境生活課には市民相談とか無料法律相談等も行ってございますので、それぞれの部署がお互いに情報が入った場合は連携協力をしながら対応に当たっていくということで、相談に対処できるような体制の強化に努めてまいりたいというふうに現在考えているところでございます。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 連携強化ということでございますから、できるだけ、できる限りといえますか、ばらばらなことにならない、例えばいじめやそういうものに遭った方が、本当に相談できるという広報をし、どこに行ったらどうなのかということをはっきりさせるということが大事かと思っておりますので、その辺も連携強化の中で取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、高齢者福祉対策についてお伺いいたします。

介護保険制度利用軽減対策事業は、介護保険利用者の低所得者の対策として予算措置をされてものであり、平成18年度の予算では165万8,000円でありましたが、平成19年度の予算においては70万9,000円と減額されております。18年度にこの事業の対象となった人数と平成19年度の見込み、更に減額の理由についてお伺いをいたします。

西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

この事業におきます平成18年度の対象人数でございますが、障害者ヘルプサービスが7名、生計困難者のホームヘルプサービスが20名、社会福祉法人等サービスが3名の合計で30名となっております。また、平成19年度の見込み数でございますが、障害者ホームヘルプサービスが8名、生計困難者のヘルプサービスが15名、社会福祉法人等サービスが5名の合計28名を見込んでいるところでございます。

また、平成19年度予算の減少の理由ということでございますが、1つには、生計困難者ホームヘルプサービス軽減ですが、これは国が介護保険制度の実施に伴いまして、法施行時、ホームヘルプサービス軽減を激変緩和措置といたしまして、段階的に平成16年度まで実施をしてございましたが、しかし、本市におきましては、17年度も引き続いて実施をいたしていたところ

でございます。平成18年度からの第3期事業計画の策定に当たりまして、国から継続実施が示されなかったこともございまして、市単独事業として実施しておりました施行時ホームヘルプサービス軽減を、平成18年度で廃止したところでございます。これら廃止したことによりまして、この施行時軽減から収入が65万円以下の方が該当する生計困難者軽減に移ってきた対象者が、施設入所等もございまして見込みより少なかったこと、また予算措置においては申請をしていますが、サービスを利用しない対象者もおりますことから、これら未利用者においてもサービスを途中から利用することもございますので、多目に予算措置をしていたところでありますが、平成18年度の決算見込みに基づいた結果、前年度より25万4,000円を少なく措置したところでございます。

それから、2つには、社会福祉法人等が行うサービス軽減といたしまして、平成17年10月から特別養護老人ホームのサービスにおきましても対象といたしているところでございますが、平成18年度の予算要求時にはその実績がまだなかったこともございまして、少し多目に措置をいたしたところであります。平成19年度の予算要求時におきましては、平成17年度の実績や、それから平成18年度の決算見込みをいたしまして、それに基づいた結果、前年度より49万1,000円を少なく措置したところでございます。

それから、3つには、その他の障害者ホームヘルプサービス軽減ということで、社会福祉法人等が行うサービス軽減のうちホームヘルプサービス、それから通所介護及び短期入所介護のサービスをそれぞれ実績により推計をいたしました結果、4つのサービスで前年より20万4,000円を少なく措置したところでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 更に、もう一つ、老人高齢者福祉対策につきましては、独居老人世帯、それから老夫婦世帯、これ65歳以上の世帯の方でございますけれども、それらの世帯についての把握、あるいは今病気、独居老人が亡くなっているあるいは病気であるということが起こっているような状況でありますけれども、その見守りについての対策、これは各機関の連携調整がどのようになっているのか、高齢者、高齢弱者を見守るという視点からどういうふうな対策がとられているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

西崎課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

まず、本年2月末の65歳以上の独居世帯でございますが、1,418世帯となっております。更に65歳以上の老人夫婦世帯につきましては1,370世帯ということになってございます。

それから、高齢者夫婦、独居あるいは高齢者夫婦世帯に対する見守りの現状でございますが、一つには、現在地域のひとり暮らしの高齢者や老人夫婦世帯に対しまして、民生委員やボランティアが中心となりまして、巡回訪問をし、見守り活動を行っております、いわゆる福祉パトロール事業を社会福祉協議会に委託により実施しているところであります。それから、一定条

件のもと、ひとり暮らしの高齢者世帯や老人夫婦世帯に設置しております緊急通報システムの利用者が現在133件ございますが、これらの方に対しまして年1回程度設置後の生活状況を把握するために、地域包括支援センターを中心に訪問をいたしまして、必要時においては各制度の紹介をしているところでもございます。

更に、市内3カ所を地区割にいたしまして、高齢者の相談窓口といたしまして在宅介護支援センターを設置し、これに委託により運営をしてございますが、地域包括支援センターで作成をいたしております介護認定を受けていないで、見守りが必要と思われる方の台帳、いわゆる高齢者台帳に記載のある高齢者およそ300名ございますが、常日ごろから地域ケア会議で情報交換をし、在宅介護相談協力員であります民生児童委員さんから高齢者世帯の相談があった場合には、早目に訪問するなど早期の対応に努めているところでもございます。

それから、平成12年4月から介護保険制度が施行されたわけでありましたが、要介護認定を受け、居宅の介護サービスを受けている独居あるいは高齢者夫婦世帯を含めた2月末現在481名の方につきましては、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにおきましてケアプランを作成し、モニタリングに毎月訪問することとなっておりますので、介護保険サービス利用者の方につきましては、きめ細かな見守りができているものと考えているところでもあります。そのほか、年1回、台風の近づく9月上旬までに、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの共同で災害時等安否確認対象者の台帳を作成いたしまして、災害時の対応に備えているところでもあります。今後におきましては、こういった事業を継続して、独居あるいは老人夫婦世帯の見守り支援を継続してまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長（遠山昭二君） 菅原清一郎委員。

委員（菅原清一郎君） 総括質問を通告に従って質問させていただきます。

最初に、朝日町合併特例区事業についてでございます。

土別市と朝日町の自治体合併に伴って、合併によってその地域が極端に疲弊することないようにとの理由で、合併協議会で確認された朝日町合併特例区が設置され1年が経過した今日、それぞれの特例区の処理する事務も計画どおりに進行中でありましては大変喜ばしいことでもあります。

特例区の設置期間は平成18年3月31日から5年間の平成23年3月30日までであります。今回の質問は、期間の満了までまだ4年あるのでありますが、期間終了後について地域住民の不安の声があることから、次に挙げる事務事業についてお伺いするものであります。

各事業の継続についてであります。その1つとして、パークゴルフ場や山村研修センターあるいは農産加工実習施設の運営管理はどのようになるかでございます。そして、その他の事業についても同じような心配がされることから、まだまだ時間はあるものの、この機会に質問

をさせていただきます。

新年度の予算もパークゴルフ場に765万7,000円、山村研修センターの運営事業については3,174万1,000円、そして農産加工実習センターについては360万円と、厳しい本市の新年度の予算の中では対前年比マイナス231万円で推移されておるわけでありまして。また、スキー等のスポーツ大会も464万8,000円で、これについても対前年22万8,000円の減にとどまっております。朝日地区でビッグのイベントであります岩尾内湖水祭りについても600万円が措置されておりますが、その他の事務事業に係る予算についても、ほぼ前年度と変わらない総事業費、総額で8,234万3,000円が計上されているのであります。

そこで、朝日町合併特例区が23年3月で終了した後のそれぞれの事業の規模について、縮小や廃止があるのかをお聞きするものであります。旧朝日町時代から大変長い歴史があって、朝日町の目玉事業ばかりでありまして、地域住民にとっては4年後のことが心配でならないのであります。どの事業もなくしてはならないとの地域住民の強い要望によって、特例区という特別の法律によって設置されたのであります。期間満了後のこれらの事業についての考え方をお聞かせください。

特にサンライズホールについては、特徴のある各種事業が行われており、その成果と申しますか、効果となるのか、文化の発祥地として今日までの継続はまことに大なるものがあります。そこで、自主企画事業については大きな予算が必要とされているのであります。その役割は、金額や言葉では表現できないほどの効果があるのではないのでしょうか。本市の将来の発展と子孫に夢のある事業を頑張っておこなうことが我々の役目ではないのでしょうか。そんな意味からも、サンライズホールの自主企画事業についてもお伺いするものであります。

以上、事業の継続について4点を一括してお伺いします。

委員長（遠山昭二君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 詳細については総合支所長から御答弁を申し上げることになるかと思っておりますけれども、その前に私の方から、特に合併特例区が4年後に終了したとき、後は一体これまで取り組んできたさまざまな旧朝日町に根づいてきた事業がどうなっていくんだろうかという住民の心配があるという今のお話、確かにそういう心配もあるかと思っております。

ただ、一昨年9月1日に合併をして、合併した効果というものがどうなっていくんだろうか、朝日の住民の皆さん方も相当心配があったけれども、私どもも合併後の朝日のこれまでとってきた施策というものを、やはり私はその地域に根づいてきているもの、歴史をしっかりと大事にしていきたいということは、これまで私も言ってきたことでもあります。そういった中で、19年度の予算編成に当たっては、特にそういうことについても配慮をして、今、委員からお話がありましたように、ほぼ対前年と同じような予算額を措置されたことは、大変喜ばしいという御質問であったと思っております。

今この時点で4年後のことを云々して、確たる答えとして今申し上げることは大変難しいものがあるかと思っておりますけれども、私はやっぱり今の時点であえて申し上げるのであれば、今

までどおり、これまで取り組んできた事業については、しっかりと大切にしていって視点を失ってはならない。何か極端なことがあれば、また合併特例区がなくなっても、その事業の継続とあるいはスクラップ・アンドというものは新たに土別市全体の政策の中でまた議論されるようなときもあろうかと思えますけれども、今のところまでそこまで考えておりません。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 基本的な考え、ただいま市長の方から述べられましたので、細かいことについては私の方からほとんど述べることもないんですけども、ただ、今の合併特例区の事業の中身につきまして、今、委員から御発言ありましたように、パークゴルフ場の管理だとか山村研修センター、また農産加工実習施設の維持管理がございます。これらにつきましては、運営の部分につきましては特例区の事業、また管理費につきましては市の財政の中でやっているというような二重構造もございます。こういった部分におきまして、管理運営に関しましては現在も検討中でございますけれども、これからの運営に関しましては、先ほども谷口委員の質問に答えましたように、指定管理者制度への移行だとか、そういったものの取り扱い関係も、今後また協議しながら進めてまいりたいと思っております。

それと、また、各種スポーツ大会だとかイベント関係、これらにつきましても、今回の合併特例区の中でも十分に御協議いただきましたけれども、4年後 1年過ぎましたので4年後、新市の中に移行していく段階までには、やはり十分に財政的な内容等も検討しながら、スムーズに移行できるような中で、十分に検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 大変市長から力強い将来の展望といたしますが、合併特例区が終了後の考え方を総括して伺い、非常に力強く思ったわけでありましたが、なぜ私がこの問題を取り上げたかと申しますと、そして、また新年度の予算についてもるるお話ししたかと申しますと、合併によっていろいろな団体があるいはいろいろな事業が統一をされて、本市の中で1つになって、これが今年度からまた運営されようとしているわけでありましたが、そういう事業とかいろいろな団体について、やはり旧朝日町時代には、大変予算について、そういう部分については支援もあったわけでありましたが、いろいろな事業が統一になった事業については、本市の補助率あるいは本市の考え方によって予算措置がされている。やはりその中で非常に対前年から見て大幅に減少した事業あるいは補助があったわけでありまして、そういう部分について大変心配だなと。じゃ、合併特例区の事業は、終了したそれ以後は、まちのこういう事業については本市のようなならわしに沿ってなってしまうのかなということで、大変心配であったからであります。

特に今回、合併特例区の中での大きな事業の中では、大幅に減少といたしますが、考え方が統

一化された中には、実は岩尾内湖水祭りがありまして、このお祭りについては600万円の予算が措置されておりまして、しかしながら、あそこのお祭りのビッグイベントのフィナーレを飾る夜の花火大会等々は、昨年までは観光協会の予算がそれぞれ蓄積したものがあって、それを使って最終的に行われたんですが、あそこの地域でやはり花火大会をやるとなると、大変これが土別の天塩川まつりとかでやられているように、全体の経済界からあるいは地域の住民からの寄附でもってやられている事業がこの大きな町の中ではできますけれども、朝日町の中で200万円の花火に係る費用を寄附で集めるといことは、もう不可能に近い数字でありまして、このことが今年のお祭りから花火の部分がなくなってしまうわけですね。そうすると、このお祭りのフィナーレがどういう形になっていくのか、これはまた合併特例区の中の皆さんの知恵の出し合いになってくるんでありましようが、大変この部分を危惧しているわけでありまして。そういう意味で、いろいろな事業、いろいろなイベント関係がこれから先細りになりはしないかということで心配があったんですが、市長からはこの地域のイベントについては大変歴史があるし、新年度についても予算を措置した。あるいは、また、4年後についても前向きに 前向きというか、この事業をできる限りやっというふうな姿勢が見られたので、非常にありがたかったわけでありまして、もう一度その辺踏み込んだ、そういう事業の私の今言いました質問について、この事業が本当に、金額は少なくなるとか、いろいろ事業の内容は変わるとしても、地域住民が今まで支えてきたイベントであるがゆえに、そしてまた、後にも出てきますが、スキージャンプのまちでもあるがゆえに、スキーマの大会の補助金等々も、かなりやはり本市の方のこういうスポーツ関係あるいはイベント関係に係る事業から見ると、大幅な金額の違いがあるわけでありまして、その辺について非常に心配されるわけですが、その辺、総合支所長でも結構ですから、考え方だけ聞かせてください。

委員長（遠山昭二君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） ただいまの質問にお答えをいたします。

合併特例区関連ということなので、私の方からお答えをさせていただきたいと思いますが、基本的に特例区の事業として各種イベント等々取り組まれておりますが、考え方としまして、やはりそれぞれ実施団体につきましては、実行委員会なり、そういったものの組織の中で運営がされております。今、岩尾内湖水祭りの話も若干ございましたが、事業の進め方につきましては、基本的にそういった実行委員会の中でいろいろ論議された中で予算も今回つけたというような状況でございます。今回の中で大きく変動になった部分につきましては、山村研修センターの事業費につきましては、これは18年度の実績を踏まえまして19年度の予想を立てた中で120万円ほどの減額になってございます。それ以外につきましては、それぞれ運営実行委員会の協議の中で予算づけをした関係でございますが、ただ、これらの事業実施に当たりましては、やはり市の財政等々の関係もございまして、それらの実行に当たりまして自主財源をどういった形の中で確保していくかというような形も必要かと思っております。ですから旧朝日町時代に、かなりの部分が行政の100%に近い補助金の中で賄われてきたというような部分がございますが、

やはり運営に当たりましては、そういった自主財源をどういった形の中で見つけていくかというような部分も、実施する団体の責務ではないかというふうに考えています。ですから、そういったものも含めまして、今後、各団体と行政とそういった部分を十分に論議しながら、事業のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 考え方はそれぞれ伺ったわけではありますが、やはりその次に一番心配されるのが、またサンライズホールの自主企画事業でありまして、さきの一般質問の中でも私はサンライズホールの雨漏りの問題が出て、大規模改修に今後つながっていくだろうというような今日、果たしてこういう事業が自主企画事業になるような2,000万円近い予算が組まれています。こういう事業、これは合併特例区で今回5年間は担保されてはいるものの、今後こういう文化事業にかかわる経費ですね、かなり厳しくなってくると思うんですが、そういう文化事業をやるセクションも特例区のまた委員会の中にあるわけでありまして、こういう事業がおいおい少なくなっていくんだという方向であるならば、そういう職員体制のことも若干心配になってくるんですが、サンライズホールの自主企画事業についても一言だけ、特例区の区長の出番がないと言っていますから、区長からでも結構ですから、サンライズホールの自主企画事業に関して答弁くださいませんか。

委員長（遠山昭二君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君） 特例区事業の関係ということでございますけれども、今、サンライズの関係のことが最終的に今御質問ございました。

前段の中で支所長が御答弁申し上げましたけれども、特例区事業については、行政がやらなければいけない部分と各団体等、実行委員会等がやっている事業を市が支援しているという事業がございます。いずれにいたしましても、両方の事業内容等については、当然各団体等にも見直しをお願いし、経費の節減等についてお願いをしているということでございますので、そのような中で市といたしましても予算措置をしていくということで、4年後においてもできる限りの支援はしていくというような考え方を持っております。ただ、今のこういう財政状況でございますから、確約はできませんけれども、そのような方法で進んでいく。

サンライズの関係につきましても、今、大規模改修の問題が出てございます。そのような財源の問題もございまして、これからいろいろ検討をしていかなければいけないということでございますけれども、先ほど前段で田苅子市長の方からも申し上げましたとおり、特例区事業というものでなくて、文化の発信の地という考え方の中でサンライズが位置づけされているということもございまして、当面においては、金額は補助の額は多少の増減はあると思いますけれども、あそこをああいう文化の発信の場としてということは常々発言されておりますので、そのような方向で進んでいくというふうに思っております。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 大変結構な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。ぜひそ

ういう方向で、合併特例区終了後も、その地域の振興のためにまたよろしくお願ひしたいなと思うわけでありませう。

次に、前段で質問した各事業についての継続をお願いする中でありますが、一方、期間終了後において、あの地域のまちづくり計画はどのように考えているかをお伺ひするものであります。新市総合計画に盛り込まれるんでありますが、その骨格はどんな形にして、あの地区を衰退させることなく、住んでいてよかつたと言えるようなまちにするための振興策は、特例期間の終了前に地域住民にも示す必要があると思われませう。朝日総合支所での取り組みや期間満了後の朝日町地区の地域振興策のためには、特例区長初め職員が、あるいはまた本市の企画振興課において既に計画中かもしれませうが、もしこれからなのであれば、早期に支所内でも企画立案する部署が必要だと思われませうが、総合支所には地域振興課がありますが、そのあたりの振興策についての考え方をどのセクションでどういう形でやられるのか、骨格だけで結構ですので御答弁ください。

委員長（遠山昭二君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 簡潔にお答をいたします。

昨年来、新市の総合計画づくりということで、市民からのアンケート調査等々も始まりまして、意見集約を行っているところでございませう。現在そういった中で、新市の総合計画の策定が進められているところでございませうけれども、本年度末までにこの新市総合計画の骨格がまとまる予定になっておりまして、その前段に朝日町の特例区協議会にも意見聴取というような機会を設けておりますので、その段階でまちづくりの関係が明らかになってくると思われませう。これは、新市総合計画の中では朝日町地区ということに限らず、全市的なかわりがございませうが、その中でも朝日地区の部分についても計画が出てまいると思われませう。

それから、朝日総合支所のかかわりでございませうけれども、この本庁におきましては昨年総合計画の策定本部が立ち上がってございませう。この中にそれぞれ各部署から職員等々が入りまして、旧土別市の総合計画、それから旧朝日町の振興計画との検証等も含めまして、そういったものを踏まえての一般市民のニーズ等も含めながら、現在策定作業に入っておりますけれども、この事務局にここの本庁の企画振興課の企画課及び朝日総合支所の地域振興課が入って、一体的になって総合まちづくり計画を進めていくところでございませうので、御理解いただきたいと思われませう。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでは、次に通告している質問はスポーツの振興計画についてであります。

その1つ目として、市内のスポーツ施設の運営管理と施設整備計画についてであります。本市は、昭和の大合併と一昨年の平成の大合併によって公的な各種施設が広い面積の中に点在しておりますことから、管理や施設の整備には相当にむだがあると思われませう。しかし、それぞれの地域には必要な施設ばかりでありまして、それぞれの地域住民の要望によって今日まで管理

運営してきたものばかりでありますし、厳しい財政運営の中でよくぞこれだけ維持されているものだなというふうに、ある意味では感心もしているのであります。

しかし、それぞれの多くの施設は、今後、維持管理していくためには相当の資金が経費が必要となってくることから、各施設の整備計画をお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、更に、若干質問も重複されていますが、指定管理者制度などによって運営管理している施設もありますが、市内の各スポーツ施設の全般にわたってこの制度の活用をどのように考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 富田スポーツ課長。

スポーツ課長（富田 強君） それでは、今の質問にお答えをいたしたいと思います。

教育委員会では、本年度所管する各施設の現状と問題点、施設の将来的なあり方などについて把握をするために、施設管理及び改修計画を作成したところであります。そこで、スポーツ施設につきましては、土別、朝日を含めまして38施設があり、将来的な管理のあり方などについて協議を行ってまいりました。いろいろ施設の管理それぞれあるわけでありましてけれども、多くの施設が効率的運営の面から、将来的には指定管理者の活用が望まれるという考えに達したところであります。

なお、施設につきましては、かなり広範囲で運営も多岐に及ぶことなどから、その問題点あるいは対策などの条件整備について今後検討してまいりたいなというふうに考えているところであります。

次に、施設の整備についてでありますけれども、今後5年間の整備計画ということで13施設について改修計画を立てたところでありますけれども、基本的には今後施設の新設というのは難しいという今の現下の財政状況もありますので、現施設を改修しながら活用していくということを基本にして考えております。現下の厳しい財政状況もあることから、整備の急がれる施設から順次改修を進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今年度も体育の施設整備費に新規事業として849万1,000円措置されていますし、その施設整備には非常に多額の資金が必要であると。広範囲に今言われたように38施設があるということで、これを維持していくためには整備費だけでも相当な維持管理費が必要だろうと思うわけでありまして。とりわけ今年度しょっちゅう出ております世界陸上大会に向けての合宿先ということで、これの整備等々もこれからいろいろ出てくるんでありまして、今回は陸上だけということで、昨年度タータンのトラックレーンを改修していますので、それは問題はないと思いますが、今後かなりの相当額の金額が計上されてくるんだろうと思いますが、やはりこの地域の振興策には、やっぱり施設はなくてはならない、あるいはまた地域住民、教育上からも大変なこの維持管理には相当数のこれからの経費がかかるということで大変でありまして、ひとつ順次計画どおりに進めていただきたいなと思うわけでありまして。

質問の2点目は、指定管理者制度等々によって今体協の方に、それからシルバー人材センターにそれぞれの施設の管理の委託をされております。合計で3,404万4,000円ですか。今後もそれぞれ、今の富田課長の答弁によりますと、それぞれの施設がこれから指定管理者制度がどんどん増えていくと、そういう状況になったとき、例えばこの施設38施設の維持管理に係る、指定管理に係る総額はいかほどぐらいになるか、教えていただければありがたいです。

委員長（遠山昭二君） 富田課長。

スポーツ課長（富田 強君） 先ほどもお話ししましたが、38施設ということで、施設につきましては例えば今直営でやっておりますスキー場あるいはプールということで多岐にわたりますので、まだそれをすべてひっくるめてどこまで指定管理者で委託をしていくのかというようなこともありますので、今現在のところは、まだ試算していないという状況であります。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 何らかの機会が結構でありますので、将来的に指定管理者制度にこの部分が増えていくんだということが目標としてもうされているわけでありますから、いつかの時点で御提示いただければありがたいなと思います。これをお願いしておきたいなと思います。

次に、さきの教育長の教育行政執行方針の中でスポーツ振興計画策定について示されておりましたが、その策定内容と振興策をどのような形に具現化していくのかをお聞かせくださいませ。

委員長（遠山昭二君） 加納総合体育館主幹。

総合体育館主幹（加納 修君） スポーツ振興計画の策定についてお答え申し上げます。

まず最初に、作成の経過を申し上げますと、平成12年に国・北海道がスポーツ振興計画をそれぞれ国が10年計画、北海道が7年計画で立ち上げました。道内市町村においても14の市町村がスポーツ振興計画を単独で策定をいたしております。当市でも、以前からスポーツ振興計画の策定要望はありましたけれども、合併を契機に一層機運が高まりまして、平成18年、19年の2年間をかけて着手をする運びとなりました。具体的には、平成18年4月に体育指導委員を中心といたしまして、総合型地域スポーツクラブ、土別市体育協会、朝日町体育協会の各団体の若手代表者9名を土別市スポーツ振興計画策定委員会の委員として御委嘱申し上げまして、現在まで8回の活発な委員会が開催されております。

策定委員会の業務内容につきましてですけれども、平成18年度には、基本計画のテーマ、趣旨、計画の基本方向、計画の期間の決定、スポーツ意識調査の実施、平成19年度には、基本計画に沿った現状と課題の把握、目標の設定、施策の展開と本計画の原案をいたします。原案をスポーツ振興審議会に諮問いたしまして答申を受け、おおむね10月までには完成をしまいたいというふうに思います。

主な内容を報告いたしますけれども、本計画のテーマを「心体建設」と、サブテーマを「体にスポーツ、心にはやすしを」ということになっております。ちなみに心体建設の漢字ですけれども、シンの文字を「心」、ケンセツのケンの文字を健康の「健」という漢字を使う

予定であります。心と体ということで、非常に大きなテーマとなっております。また、計画の基本方向ですけれども、健康に対する意識の向上と総合型地域スポーツクラブの充実、未来を担うジュニアの育成と学校体育の充実、スポーツ合宿の里づくりの推進、強いスポーツ選手の育成やウインタースポーツの振興など、9つの基本方向を定めております。

次に、計画の期間でありますけれども、新市の総合計画、人づくり・まちづくり推進計画との整合性を保つために、平成20年から平成29年までの10年間としまして、最初の5年を前期計画、後半の5年を後期計画といたしまして、5年の中間年で評価と見直しを行う予定であります。

また、スポーツ意識調査につきましても、振興計画の策定を前提に、昨年10月から11月にかけてまして全市を対象に調査をいたしました。土別市は6回目、朝日町は5回目の調査となりますけれども、今回は初めて未来を担う子供たち、小学校5年生、中学2年生、高校2年生の回答を得ることができました。質問の内容も、市民の身近な意識を探るために前回から大幅に変更いたしました。間もなく集計・分析を終えまして発行の予定であります。

19年度いよいよ目標の設定や具体的な施策をやらなければならないわけですけれども、政策の立案に当たっては策定委員会の素案の検討、スポーツ振興審議会の審議を初め、各地域の体育協会や競技団体、スポーツ少年団、また生涯スポーツの普及を目指す地域のスポーツクラブの皆さんから施策の提言や意見が何よりも大切であろうかなと思います。

委員御質問の施策の具現化は、行政からの押しつけだけではなくて、策定段階から関係者の皆さんに自分たちでつくり上げた振興計画であるという意識を持っていただき、10年後の目標を見据えまして、行政とともに具体的な施策を平成20年から着実に手がけていただくということがまさに施策の具現化であるというふうにとらえております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） アンケートをとって、心、健康の健を主眼に平成19年度、新年度に施策の立案をするんだということですが、非常に楽しみなスポーツ振興計画ができればいいなというふうに期待もしているわけですが、最後に、この行政と地元体育協会、要するに体育協会は朝日町の体育協会もありますし、聞くところによると多寄とか旧地域の体育協会がまだ存在しているようではありますが、土別市本来のこういう行政の一つの大きな目標策定のときに、地域体育協会の一本化と申しますか、朝日町の体育協会も含めて、いつの時点でこれがまとめられて一つの方策に、この施策に沿って一丸となってやれる時期は、行政側としてはいつとらまえていらっしゃるのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 加納主幹。

総合体育館主幹（加納 修君） 今後の行政と体育協会のあり方でございます。

土別市体育協会、朝日町体育協会ともに競技団体としては、目標ですけれども、競技力の向上、指導者の養成、各種大会の開催、それから競技の普及活動、あるいはスポーツ少年団につ

いても未来を担う青少年の心と体の育成ということで、当市のスポーツ振興にとって極めて大きな役割を今担っていただいております。更に、生涯スポーツ振興を目指します総合型地域スポーツクラブにおいても、組織の中心は体育協会でありまして、今後、振興計画の9つの基本方針の中でも体育協会とスポーツクラブが実施主体となる項目が多数ありまして、行政としては、逆に支援をする立場になっていくのかなということに思います。

各地域の体育協会でございますが、基本的にはできれば早急に1つにまとまりまして、大きな目標に向かって進んでいくのが妥当かなというふうに思っております。ただ、土別市体育協会が財団でして、各朝日町さんが任意団体であるということもございますけれども、よく協議をされて、行政としてはできるだけ速やかに早い時点で一緒になるということがベストかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 体育協会の一本化は、これはそれぞれの合併した両市町にいろいろな組織があるわけでありまして、特になぜ触れたかと申しますと、やはりいろいろなイベントが重なっていると。今年の冬も実は朝日町地区でジュニアのスキークロスカントリーの競技会があった同じ日に、ピヒカラの競技会がこちらであったと。やっぱりこの辺の一体化が急がれるわけですね。同じ競技なんです。同じ競技を市町でそれぞれやっていて、これはよそから見ると、大変異質に思うわけでありまして、子供たちとすると、あるいは競技者として、スキー愛好者として、どちらにも出られるチャンスがあるわけでありましてけれども、同じ日に同じ時間帯にやられているのであります。ですから、こういうことのないように、私もそういう一人の関係者であるから余計そう思うんですが、ぜひ行政が仲介役となって、早くこういう施設は一本化しないと、本当にこれは異常な現象が起きていると。あるいはまた、少ない夏の期間であっても、湖水祭りとして 去年も私は質問をさせていただきましたが、湖水祭りとハーフマラソンがぶつかったりしていると。やはり早急にこういう問題は解決をしていかなければいけないだろうと。やはりイベントを盛り上げるのも、このまちがこの市が一丸となってやっていかなければ、これは非常におかしくな現象が起きているわけでありまして、合併してもう1年以上経過して、平成19年度予算を今立てられたと。そして、非常に建設的な予算も措置されている中でありますから、金だけではなくて、そういう団体の統一化も急いでやられて、各事業がそれぞれダブらないように、イベントが市民にあるいはまたここに来られる皆さんに愛されるような、そんなイベントにさせていただくためにも、ひとつ要請して私の質問を終わりたいと思います。答えはいいです。

委員長（遠山昭二君） 平野洋一委員。

委員（平野洋一君） 通告に従い総括質問を行います。

まず、1点目は、超高齢化社会と老人介護についてでございます。

私は、過日ある入院患者を見舞いました。ベッドに横たわった状態でかなり時間が経過した

ものですから、筋肉疲労で歩けない状態にもう既になっておる患者さんでございました。かわいそうに褥瘡もずっと始まっておったと。何と高齢で90歳の方でございました。4人部屋でございますから、他に3人の患者さんも入っておられたわけでございます。ついでにお年をお伺いしました。そうしましたら、私に見舞った患者が一番若かったんでございます。ほかの患者さんは92歳、94歳、95歳。いや、この様子を拝見しまして、超高齢化社会の現実の姿を見たのでございます。

見舞った患者さんは少しずつ元気になってはきたというんですが、さえないんですね、顔つきが。わけを聞きました。何だか、もう少しでこの病室を出なさい、ベッドをあけてくれと、こう言われておる。それで、付き添いの方にもお伺いしましたが、この医療ベッド、何か3カ月という限定つきなんだそうでございますが、このベッドを3カ月であけよと、あけてほしいと、こういう病院側のいわば肩たたきといいたいまいしょうか、このことについて一般市民にわかりやすく、その根拠は何なんだということを説明していただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 山本市立病院医事課長。

市立病院医事課長（山本良文君） お答えさせていただきます。

まず、一般病棟の入院料につきましては、看護配置、看護師比率、平均在院日数等によって施設基準が定められております。その施設基準に基づきまして、診療報酬点数によって入院基本料ということで算定をしております。

今お話のありました入院期間の3カ月超えの入院料でありますけれども、入院患者さんのうちの老人保健の規定によって医療費の給付を受けている75歳以上の患者さんにとっては、入院から90日を超えますと、老人特定入院基本料という形になります。それで、診療報酬点数が減算されることになります。ただ、適用となる患者さんであっても、厚生大臣が定める状態、例えば重度の肢体不自由だとか、悪性新生物に対する治療を行っているだとか、リハビリを実施している患者さんについては、この部分の適用除外となるわけでありまして、90日を超えた部分でありまして当初の入院基本料の算定になるものであります。

現状を申し上げますと、現在入院中のこの老人保健患者のほとんどの方が適用除外となっております。入院基本料の算定対象にはなっていない状況にあります。そこで90日といいますが、3カ月を超えた部分で慢性期の患者さんにつきましては、強制的な形、治療が延長している継続している部分につきましては、90日を超えたから退院をしてほしいとか、そういう状況にはないと考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） そこで、また患者さんの付き添いの方にお伺いしましたら、主治医がベッドをあけてくれと、こういうお話の中でどこへ行けばいいのかということをお尋ねしましたら、とりあえず2階の療養型病床に移っていただきたいと、そこをお勧めしたいと、こういうお話があったんだそうでございます。療養型ベッドというのは、たしか3年前に精神科の病棟を改

変して今の療養型に変わった30床が現在運用されていると思うんですが、この療養型病床の性格といいたしめようか、医療型なのか介護型なのか、またこの病床の入所期限があるのか、そこら辺について療養型病床の性格についてお話を賜りたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 山本課長。

市立病院医事課長（山本良文君） お答えさせていただきます。

平成15年7月1日から医療保険の適用になります療養病棟医療型という部分で開設をいたしました。この病棟の部分なんですが、慢性期の医療に対応すべく、退院予定者の生活のためのリハビリだとか、病気の治療が終わっても、まだ1人で食事、入浴、排せつなどがうまくできない方、そのような方の患者さん1人に何らかの手助けを、方法を見出していこうということで、訓練を行うという部分の病棟と考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 先ほどの話にまた戻って、担当主治医が療養型に添書なるものを届けておくから、そちらに移ってくださいと。付き添いの人はもうそこに移れるものだとばかり思って、同じ土別の市立病院内だから、ベッドが変わるぐらいはいたし方ないだろうと思って半ば安心をしてほっとしておったんですが、あわせてケースワーカーとも相談して行き先は相談なさってくださいというような助言もあわせていただいたわけでございます。

そこで、地域医療室ですか、そこにケースワーカーさんがおられるので、そこへ足を運んでいろいろお伺いをしてびっくりということなんですね。療養病床に移れるかと思っておりましたら、どっこい、療養病床は常に満床だと、そして待機待ちもかなりあるんですよ。それから判定委員会も厳しくて、そこに頭から入れるなんて思ったら大間違いですよ。そこに入ることより先に、もっと別なところを探すことを頭に入れておいた方がいいですよ、こういう助言を賜ったんですね。さあ、そこで付き添いの者はその先どうしたらいいものか、ケースワーカーさんに相談しました。自宅介護はどうか。これは歩けない、床ずれがある、こういう患者を自宅に連れ帰るわけには、無理だ。医療型兼介護型あわせ持ったような病院でないと、うまくいかんだろう。さあ、土別市にあるのか。ないと、こう言うんですね。それで隣町、名寄市はどうか、名寄市にはある。もっと広げて旭川市はどうか。旭川市だったら、もっとある。こういうような助言を賜りましたが、家族にしてみれば、旭川市まで足を伸ばさなければならんとなると、これは介護でも大変だろうと。名寄市に一応限定してケースワーカーさんとも相談して、一体どんな病院だと、これこれ説明をいただきましたが、これまた難しい。

そのことはちょっと後回しにして、こういうような状況の中で、今、土別の市立病院は小児科病棟が閉鎖ということなんですね。この療養病棟、こういったところが非常に老人介護で今多くの人々が求めている場所なわけです。市民の1人として、こういったところの有効活用が市として考えられないものか、そこら辺についてはお伺いしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 藤森市立病院事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

まず、1点、褥瘡の話も若干最初、委員の方からありましたけれども、市立病院につきましては、極力、寝たきりの方が多いということでエアマット、それから体位交換、常にやっております。特に褥瘡というのは、患者さんがそういう形でずれて非常に痛くなるというようなこともあるものですから、院内では褥瘡委員会というものをつくりながら、やはりそういう褥瘡にならないようないろいろな対策を進めながら業務を進めてまいって、若干どうしてもそういう形で気を使って褥瘡を、要するに床ずれというものをつくらないように一生懸命頑張っているんですけども、そういうものがあつたというのは非常に残念ですけども、今後そういうことがないように、更に病院としてはそういう体制なり、そういう看護をしていきたいというふうに思っています。

それで、実はその療養病棟ですけども、確かに実は療養病棟、士別市立病院については退院した後とか、ある程度病状が安定した後、入院する施設がないということで療養病棟介護型をつくっております。ただ、これにつきましても、国の方としては、今後、議会の中でも何回も質問もありましたけれども、療養病棟を減らすという形の中で、これは老人保健施設だとか、いろいろなものに転用しなさいということで、国まさに道もそういう動きをしております。

ただ、この状況の中で、やはりそういう国の方針どおりにはいかないというのはなぜかといったら、今、委員のお話がありましたように、こういう療養病棟に入っている方が実はほかにどこに行けばいいんだという、実は受け皿がどこにもございません。そういった中では、国の状況の中では、先般の新聞では、国の計画のせいぜい8%ぐらいしか実はこういう状況が進んでいないというふうな状況にあります。特にこの療養病棟については、今言いましたように、点数も低くなつてはいますけれども、今現在29名実はもうフルに入っているというような状況になっています。ですから、委員さんの今質問がありましたように、単純にすぐあいているから入れるという状況にないものですから、それともう一つ、原則はやはりリハビリをして自宅に帰るといふ患者さんを今までは中心に入れておりました。ということになると、患者についての病状もある程度固定はされていたわけですけども、近年はやっぱりそういうことにもなりませんし、今言ったように、介護の高い患者さんを入れることによって点数高いのも取れるというようなことも含めまして、ある程度そういうのを混合させながら、今そういう形で療養病棟については運営をしているところであります。

それで、実は今言いましたように、療養病棟は既に特に士別については、入院施設は市立病院しかないということで高齢者が非常に多いということで、社会的入院とは言いませんけれども、ある程度治療が一定程度必要がないといひますか、病状が安定しているという患者さんについては、どうしても退院をしてもらわなければならないケースも出てくるわけです。そういった中で、そういうお話をしたというふうには思っていますけれども、ただ、今言いましたように、私どもとしては、全然受け皿のないところに強制的に退院させるということは今までも

しておりませんし、これからもすることはありません。ただ、その中で、今言いましたように、いろいろと相談に乗りながら、きちんとした受け皿なり、そういう例えば家庭に帰っても、例えば介護ができるようなヘルパーを使うだとか、入浴サービスを使うだとか、いろいろなことをその中で相談をしながらやっていくということの相談をしておるところであります。

ただ、3階東側、今回一時的に閉鎖をするということになっております。その部分についても、例えば今言いましたように、療養病棟等というお話もありましたが、現実的には、今言いましたように、国そのものがこの療養病棟を全部縮小していくという状況の中で、今その3階のあいたところについて療養病棟の方に転用するというのは非常に難しい状況もあるし、国について申請しても、これは全然申請が通らないような状況にありますし、それと、看護師の数だとかいろいろなことも含めて、現状の中では3階東の部分について、今、療養病棟等に転用することは不可能だというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） とにかく医師が足りないんだから、医師の絶対数が足りないところに病室だけ増やすわけにはいかないんだということも十分私も理解しているつもりでございますが、話がちょっとずれますけれども、ついでに伺っておきますが、もう小児科病棟は閉鎖になりましたが、ここにも従来は看護師さんなり看護助手さんがちゃんと配置になっておったと思うんですけども、この配置になっておった看護師さんなり看護助手さんなり、医者は名寄市へ行きましたけれども、看護師さんまで連れていったということは聞いておらんですが、どこへ行ったんですか。

委員長（遠山昭二君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） 今月末までは3階東病棟については、きちんと病棟運営していますから、それは当然看護師も必要です。ただ、4月以降につきましては、どこへ行ったというよりも、実は今どこでもそうですけれども、新聞等にもぎわせておりますけれども、実は看護師の特にこういう地方病院については、補充が非常に大変厳しい状況になっています。うちの病院もそうですけれども、実は年間退職する人数よりも入ってくる人数がずっと少ないということで、今年度についてもこの3月末には10名の方の退職が予定されております。実は4月以降入ってくる看護師さんについては、ちょっとあれですけれども、7名程度だというふうに思っております。ですから、そういうことと、それと年度途中で7人も8人も実は退職しております。ですから、実際は20人近い看護師さんが1年の間に退職をするというような状況で、入ってくるのは実は6～7名というふうになると、10数名が実は不足しているというような状況になります。

ですから、今回の部分につきましては、3階東側病棟が閉鎖にはなりますけれども、そこにいる看護師さんについては、そういう欠員になった他の病棟のところに配置をしながら、患者10人に対して看護師さん1人という、こういう10対1の看護体系があるわけですけれども、これをとるような形の中で、そういう形で配置をしていくという形で今進めております。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 先ほどの事務局長の答弁の中で、おおよそ検討はつくわけでございますけれども、先ほど私が申し述べてきた見舞った患者さんについてのことでございますが、最終的な結論にまだ達しておりません。ベッドをあけてくれ。療養病床に勧めたい。そこも満床でだめ。別なところを探しなさい。それで家族で接触をしてほしい。名寄市の中でこれこれ指摘を受けまして、そこに当たってみました。すると、既にどの病院も待機待ちと書類がわっと積みさっておりますよ、早く手続しないと、とりあえず手続をしてください、主治医の添書をくださいと、それからフェイスシートとかという看護日誌もつけてくださいということで、用意もしたようでございますが、とにかくこれまた待機待ちが多過ぎて、ある病院は去年の11月から全く患者さんが動いていない。ですから、いつ入れる状態になるかわからないという状況にあるわけでございます。

そこで、患者さんの立場に立てば、一体どうしたらいいのか、病院側からはちょっとベッドをあけてくれ。行くところがない。何ともはや、こういったことで悩んでいる患者さん家族が多くの市民の中にいるわけでございます。これが解決に何がしか助言をしたいと、こう私も思うんですが、いい知恵がありましたら、ほんの少しでもいいですから、市の適切なアドバイスをいただきたい、いただけたらと思いますが、なければいいです。

委員長（遠山昭二君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） 実は受け皿というのは、本当に、今、委員さん言われたとおりですけども、家族は本当に大変なことだというふうには思っています。特に介護保険そのものは、やはり在宅介護という、そのものがあるということで実はそういうものがスタートしているわけですけども、なかなか現実的にはやはり施設で、家族では見切れない部分がたくさんあるという中で、どうしても施設に頼らざるを得ない社会的な現象もあります。

それと、もう一つ、今言いましたように、ずっと市立病院も言っているんですけども、実は市立病院につきましては、医療をするところでありまして、実は社会的入院と言ったら語弊がありますけれども、ある程度もう症状も安定しましたし、当然そういう形の中で自宅なり、そういう家のところで、急性期でなくて慢性的な患者さんですから、そこに入院する必要がないと言ったら語弊がありますけれども、入院して治療しなくても十分自宅でも何ともないですよという状況になりながら、やはり今言いましたように、そういう寝たきり、それから全身体が動かせないだとか、食事もなかなか上手にとれないという患者さんであれば、やはり自宅ではなかなか実は見れないということで、どうしてもそういう施設なり病院にお願いしたいということでもあります。

ただ、先ほどから言いましたように、やはり広く私どもとしては、そういう形の中でこれはいいというものがないですけども、やはりそういういろいろな家族でやれることも含めて検討しながら、先ほど言いましたように、私どものところとしては、そういう専門の職員を置きながら御相談させていただいておりますので、すべてが施設ということではなくて、例えば先

ほど言いましたように、ちょっとの間だけそういう形で自宅で見るとか、またはショートステイを使いながら、そういう形でちょっとの間はしながら、そういういろいろなところをするとか、いろいろなそういうアドバイス等も含めた中で御相談していただくしか、今のところは方法がないかなというふうに思っております。

以上であります。

委員長（遠山昭二君） 平野委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時03分休憩）

（午後 1時30分再開）

委員長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

平野委員。

委員（平野洋一君） 午前中の質問で私の1点目の質問の大体はもう言い尽くしたと思うんですが、今後においては、患者と病院側との根気強い対話をする中で何とか結論を導き出していきたいと、そういうような答えに集約されるのではないかなと思いますが、とにかく患者側が折れて、いわゆる転院先の病院をどんどん自分の自宅から遠い位置に求めるというケースが多いやにも聞いております。先だってもある方にお伺いしましたら、なかなかその転院先が見つからず、だんだん距離を広げてやっと見つかったのが紋別市、ここに転院をさせたと。紋別市まで介護に家族が行ったり来たりするには、かなりの時間がかかる。大変な苦労が伴っているという実例をお伺いしておりますが、参考までにお話をさせていただきたいと思えます。

さて、これは土別市ではございません。他のまちの話として私が直接聞いた話でございますが、3カ月が過ぎるとどうなるのか。その他のまちの話です。待遇ががらっと変わってしまった。いやが応でも転院せざるを得ない状況に追い込まれるんだよと。あ、なるほどと、なるべくしてなるようになっていくんだというような話も伺っているわけでございますが、そこら辺についてコメントをちょうだいしたいなと思えます。

委員長（遠山昭二君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の紋別市というお話がありましたけれども、私どもの入院患者かどうかはわかりませんが、前段お話ししたとおり、まず1点、後段のお答えにも関連するかと思えますけれども、私どもとしては、今言いましたように、まず90日という一つの入院の縛りがあるわけで、現実的に先ほど医事課長から説明しましたけれども、90日を超せば1日約3,000円ぐらいの1人患者に対しての減収になるという現実もあるわけです。

ただ、私どもとしては、決してそういうことがあるから強制的に出すわけでもなし、先ほど医師の方から転院というか、一定程度救急の医療はもう終わったんですよ。そういった中で例えば療養病棟だとか、他の方法をひとつ検討していただけませんかということで、多分患者さんにそういう医師から説明をし、それを受けて患者さんそれから家族については、私どもの地域医療室に来て、いろいろ御相談をしているんだと思います。当然私どもの医療相談室もやっぱり患者さんの意向を酌みながら、基本的には近いところ、最低でも名寄市だとか、そういうところということも含めて御相談をしていると思いますけれども、先ほど言いましたように、やはりどうしても家族が自宅では見れんだとか、いろいろなことを考えれば、どうしてもちょっと広い、遠いところといたしますか、旭川市だとか、そういうところも一つの選択肢として御紹介をし、そういう形もあるのかと思いますけれども、私どものスタッフについては、やはり原則が一番近いところ、または先ほど言いましたように、療養病棟が可能であれば、療養病棟という形で御相談をしているというふうに思っております。

実は、先ほど言いましたように、90日を超した部分の患者についての対応ですけれども、先ほども言いましたように、1日3,000円の減収になったとしても、これは現実的には別に患者さんのせいではなくて制度のせいでありまして、私どもとしては、90日を過ぎたから急に扱い方、そういう処置だとかいろいろなことに対して差をつけるだとか、他の患者とするということは一切ございませんで、入院している患者については皆同じですので、きちんとしたそういう形の中で対応をし、そして先ほど言いましたように、次のところが見つかるまではきちんとしたそういう対応をしながら、患者それから家族が一番いい方法を地域医療室で協議をしていただく中で、転院なりそういうことをしていただくというふうに考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 建設的な答弁ありがとうございました。1点目は終わります。

それでは、2点目に入りたいと思います。2点目は、国保滞納の実態を問うということで質問を申し上げたいと思います。

皆さんも既に御承知のとおり、新聞報道で国保の滞納が過去最多の480万世帯、それに付随して資格証世帯最多に、全国的に国保の滞納がどんどん増えているという実態が報道されております。これは、この保険に滞納すると医療費が莫大にかかるわけでございますが、非常に健康を損なう状態が起ってくるわけでございますが、まず最初に、本市の国民健康保険税の収納率について、北海道は全国で12番目の滞納率が新聞報道でありますけれども、お聞きしますが、平成17年度実績と平成18年度の現在までの状況をお示しいただきたい、お知らせいただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 菅井市民課主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） お答えいたします。

平成17年度の本市の国保税の収納率をお答えさせていただきます。平成17年度につきまして

は、現年度分は94.72%、滞納繰越分につきましては5.35%でございます。更に、本年度の収納率につきましては、今年の2月末現在の数字で申し上げますと、現年度分は86.79%、滞納分は4.55%となっております。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 全国平均よりは上回っているということで、非常に土別市としては頑張っているということをお聞きして、ちょっと安心をいたしました。

それから、先ほども触れましたが、全国的に資格証と、私も見たことがないんですが、資格証世帯が増加しており、病院での受診を控えて病状が悪化するケースなどがあると報道されているのでございますけれども、いわゆる資格証なるものが一体どういうものなのか。また、本市においては、その資格証が一体何世帯、対象人員が何人なのか、そこら辺について御説明お伺いしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 菅井主幹。

市民課主幹(菅井 勉君) 資格証に対するお問い合わせでございます。

資格証というのは、滞納をしている世帯に対しまして通常の被保険者証の返還を求めまして、そのかわりに国保の資格を有しているという資格の証明だけをするものを発行しているものでございまして、この資格証で医療を受けた場合につきましては、診療につきましては10割分の負担が出てくるところでございます。それから、老人保健等の公費医療を受ける場合につきましては、この資格証につきましては発行できないことになってございます。

更に、本市における資格証の発行状況でございますけれども、現在2世帯、2名に交付しているところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） また、話をお伺いしますと、この資格証でやっている市町村はほかにあるんだそうでございます。土別市は人数は少ない、世帯も少ないということでございますが、資格証以外の方法で土別市では未納者に対応しているというふうなことを伺っておりますけれども、そこら辺についてはどんなことをやっているのか、また、そういった対象の世帯、人数についてお伺いをさせていただきます。

委員長（遠山昭二君） 菅井主幹。

市民課主幹(菅井 勉君) 資格証以外の証ということでございますけれども、短期被保険者証というものがございます。これは通常の有効期間よりも短い期間の保険証でございまして、滞納している世帯に対しまして出すことができるものとなっております。短期被保険者証の交付によりまして、納税相談等の接触の機会をより多く持つことができますので、納税意識の向上を図り、収納に結びつけることができるというふうに考えております。土別市におきましては、有効期間が3カ月である短期被保険者証を交付しておりますが、これは有効期間が短いという

ことだけでありまして、通常の被保険者証と同じように診療を受けた場合につきましては、もちろん通常の保険給付を受けることができます。

更に、短期被保険者証の発行数のお問い合わせでございますけれども、今年の2月末現在におきましては、本市におきまして50世帯、80人の方に交付いたしているところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） こうやって聞いていきますと、結構な人数が上がってくるわけでございますが、非常に心配なところもないわけではないわけでございますが、一体この50世帯、80人、こういった人数で国保全体の未納金の合計は、平成17年度でどのぐらいの累積になるんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 国保税の未納金のお話でございますけれども、国保税の未納額につきましては、17年度決算におきまして現年度分は約3,800万円、過年度分につきましては約1億3,500万円、合計いたしますと約1億7,300万円となっているところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 失礼いたしました。国保税の未納額のお話、今お答えさせていただきましたけれども、これは土別市国保全体での未納額の決算の額でございます。先ほどの短期被保険者証に係るものではございません。

先ほどのお問い合わせの中で、短期被保険者証の交付に係る国保税の未納分というお問い合わせがあったかと思うんですけれども、それについては今その数字については持っておりませんので、今は数字としてはございません。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 全体の未納金ということでお示しをいただいたそうでございますが、1億7,300万円、庶民の立場からすれば気の遠くなるような数字になっておるわけございまして、この滞納の対策として資格証なり短期証の発行を行っているんだと思うんですが、この国保税の徴収の方法について、どんな努力をなさっているかお伺いしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 滞納に対する対策でございますけれども、市税滞納整理対策本部を設置しておりまして、収納率の向上に努めているところでございます。そこで各種収納事業を実施しておりまして、具体的には、訪問徴収、夜間徴収、必要に応じて文書催告、電話催告を実施いたしております。また、5月、12月、3月を納税推進強化月間として、夜間納税相談窓口の開設、街頭啓発活動及び広報巡回活動などを実施しているところであります。

また、国保税の徴収の方法につきましては、税の納付につきましては、金融機関での窓口での現金による納付あるいは口座振替による納付がございますけれども、また、納期ごとに支払

うことが難しい場合につきましては、分割による支払いもさせてもらっているところですが、国保税が長期にわたって滞納になっている場合あるいは多額になっている場合につきましては、税務課納税担当が個々のケースとして担当いたしております、訪問などにより面談する中、納税相談を実施いたしまして生活実態を把握するなど、きめ細かい対応をする中で徴収に当たっているところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 私なんかは口座振替でひとりでの引き去られているわけですが、口座振替というのは一番便利だと思うんですが、この取り組みは一体何%ぐらい市民の中で対応なさっているんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 口座振替の実施率でありますけれども、土別市においては17年度の数字でありますけれども56%ということで、これは全道におきましてもかなりの高い実施率となっております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） いろいろな方法でこの収納率アップをねらって努力されていることは是とするわけですが、滞納をなくして収納率を向上させるための各種収納対策を実施されていると、本当に努力を買うところでございますが、その結果として、本年度の収支状況についてどのような見込みをなされているかお伺いしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 本年度の収支見込みでございますが、税收、国庫支出金、保険給付費等の金額がまだ確定していない段階でございますが、現時点での推計といたしましては、約2,900万円の収支不足を生じる見込みを立てております。そこで、その不足分につきましては、基金を取り崩して収支の均衡を図りたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） なるべく基金を取り崩すなんていうことは余り聞きたくない言葉でございますが、こういうことのないように鋭意御努力をいただいて頑張っていたきたいと思っております。

以上で2点目の質問を終わらせていただきます。

3点目に移らせてください。パークゴルフ場の散水設備について関連することについてお伺いをしたいと思います。

今や、パークゴルフ場は無料で遊べるところが上川管内では本当に皆無に等しい状態になってきました。朝日町で既にでき上がっているパークゴルフ場も何か話を聞きますと、8,000万円の造成費がかかっておったというような話も聞いておりますし、管内のあちこちでは億単位

の造成費をかけて、それはそれは立派な施設ができています昨今でございます。本市は知恵に知恵を絞って、極力安い経費で造成されてでき上がったものと承っているわけでございます。しかし、残念ながら、散水設備が安いだけになかったために、これまでのせっかくのパークゴルフ場が台なしになっておったのも事実だと思うんですが、今回の施設を決断された市当局に賛辞を贈りたいと思っている一人でございます。特に剣淵川、不動大橋パークゴルフ場については、市街地も近うございますし、実に多くの人に利用されております。市民の体力づくりと健康増進に役立っていることはもちろん、これが医療費の抑制にも大きく寄与していると同時に、健康都市宣言をしている土別市として、今後パーク人口の増加はますます期待されてよいものだと考えるわけでございます。

さて、芝生は水がないと枯れるんであります。剣淵川の水もだめ、またあちこちボーリングをしてもだめと、水を求めて苦労なされたと思いますが、そこら辺の事情を説明していただくと同時に、結果として取水先をどこに求めたのか、またその水量は十分なものなのかどうか、そこら辺についてお答えを求めたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 杉沢スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（杉沢悦男君） お答えいたします。

まず、散水する取水先につきましては、下水処理場から放流する処理水を使用いたしまして散水をいたします。

続きまして、その水量でございますけれども、昨年の7月に1日の水量につきましては1万1,274立方メートルということで、これが最小の水量でございます。これを毎秒に直しますと、130リットル流れているということでございます。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） それで間に合うんですね。

それでは、次に、予算が330万円という工事がなされる予定になっておりますが、この工事の概要について御説明いただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 杉沢主幹。

スポーツ課主幹（杉沢悦男君） 工事の概要ということでございます。

水道用ポリエチレン管を550メートルここに埋設いたしまして、5カ所のバルブを取りつけし、そこからホースを連結して散水するものでございます。また、このポンプにつきましては、これに対応できるポンプを新規購入いたします。予算につきましては、これらの配管工事といまして230万円、それからポンプの新規購入費といまして100万円、合わせまして330万円であります。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 場所的に管理棟を建てるわけにはいかない地域だとかも聞いております。

管理棟もない、管理人もいない、この維持管理について、水をまくこと自体もそうですが、維

持管理はだれがするのか。また、将来の維持管理の展望はどうなるのか、そこら辺についてお伺いします。

委員長（遠山昭二君） 杉沢主幹。

スポーツ課主幹（杉沢悦男君） 散水作業ということで、だれがやるかということでございますけれども、土別パークゴルフ同好会の皆さんの協力に基づきまして、スポーツ課が行います。以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） ボランティアでやる。いや、なかなか本当に御苦労さんなことでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後でございますが、無料でできるパークゴルフ場、これで土別市は管内に名を売る、これも結構でございますが、安かろう、悪かろうの時代はどうも過去のものになりつつあるように思ひます。当然無料でできるということは結構なことと思ひますが、土別市を合宿の里ならず、パークの里として土別市へ行ってパークをやってみたいと、こういう人間を増やしてみてもどうか。土別市でパークの大会をやるのではないか、そういう人口を増やすことは考えられないか。このパークの人口を交流人口として、全道各地と言つてはちょっと言葉が大き過ぎますが、上川管内から人を集められるような施設に変身させる展望はないか、そこら辺についてお伺ひします。

委員長（遠山昭二君） 富田課長。

スポーツ課長（富田 強君） ただいまの御質問にお答えいたします。

剣淵川パークゴルフ場は平成10年、不動大橋パークゴルフ場は平成15年にそれぞれ供用を開始しております。オープン以来、無料で運営を行っているわけでありまして。維持費につきましては、それぞれの体育協会に管理委託を行っておりますけれども、その内容といたしましては、パークゴルフ場の肥料あるいは目土というような需用費に係るもの及び管理費の人件費に係るものというようなことで、経費を要するものであります。

有料化については、これまでも種々検討してきたわけでありましてけれども、もし有料化になるとすれば、管理人の配置あるいは料金の徴収方法などということで、さまざまな課題が出てくると思われるわけでありまして。また、河川敷というようなことで、そこに設置する工作物が限られてくるというようなことで今まで無料にしておりまして、当面は現状のままで運営していきたいというふうには考えているところであります。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 平野委員。

委員（平野洋一君） 御答弁大変ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員長（遠山昭二君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） それでは、総括質問を行いたいと思ひます。

若干質問通告よりも順番が変わりますけれども、いただいた資料をまだ若干目を通していない部分もございますので、質問通告とは変わりますので御了承をいただきたいと思えます。

まず、乳幼児医療費についてお伺いしたいと思うんです。

今度の議会でも、小児科の廃止によって名寄市までどうやって行くんだと、それからひとり親家庭なんかのハイヤー代は助成するということが論議にもなっております。そこで、この子供たちの緊急性というのは、だれがどういうふうにして判断をされるのか、この点はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） 緊急性ということですが、今言いましたように、市立病院……

（「今始まったばかり」の声あり）

緊急性について、実はその判断の材料なんですけれども、4月以降の私ども日中だけ、9時から4時受付までということで、これは小児科の医者がいるということになります。5時以降、次の日の朝9時までには、当然小児科の医者が不在となるわけでありまして。当初、いろいろ私どもとしては、1回、例えばうちの病院に患者さんに来ていただいて、そこで例えば他の当直医ですので、すべてが小児科でないですから、内科だとか外科だとか、いろいろな方がいるんですけれども、そういう方に例えば1回診て、そこで判断ということもどうなんだという、いろいろな実は中身もあったわけなんですけれども、やはり専門の医者がすぐ判断した方がいいんではないかということもあまして、基本的にはすべて5時以降については、周知等もしていますけれども、名寄の病院に行ってくださいということですから、緊急ということになれば、お母さんの判断もありますし、例えば救急車を使う場合もありますけれども、それはあくまでも御家族のという形になるかというふうに思っております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 長い間の中にはいろいろなことがやっぱり起きると思うんですよ。緊急だと思って行って見たけれども、これだったら緊急要するものでもなかったなんていうふうに言われる場合だってないこともないと思うんです。だから、私はやっぱり例えば名寄の市立病院に電話をかけて、そしてうちの子供の状態はこうだと、だからこういう場合というのはどうでしょうと、救急車でいきたいと思うんだけどと、そういうやっぱり指示をきちっと仰げるような体制をして、そしてお父さん、お母さんが、よし、これなら名寄に行くとかという、そういう判断をしなければ、きっと混乱も起こってきたり、先ほど申し上げましたけれども、これは緊急ではなかったでしょうみたいなことになりまして、それはもう大変な不信感を生むことになるのではないかと、こう思うんですけども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えいたします。

実は、先ほど言った、本当に緊急という部分が非常に重要な問題にもなります。特にお子さ

んというのは、夜間だとかに熱を出したりすると、保護者は特に心配するようなこともありまして、実は先般の広報にも出しましたけれども、実は名寄の方では24時間、これから4月以降、小児科の医師が待機をしているということで、行った場合については、常に小児科は小児科の専門の医者がすぐ診るという24時間体制をつくるという形になっております。その中で、先般広報でもお知らせをしておりますけれども、専用ではないんですけれども、名寄と協議をいたしまして、電話をすれば必ず小児科の医者が相談に乗ると、24時間というか夜間については、そういう形できちんと医者もいます。日中については、平日は当然うちの病院に小児科医がいますけれども、ただ、土日や何かについては日中おりませんので、そこについても名寄に電話をしていただければ、きちんと小児科の方でそういう相談をするという、そういう体制をきちんと今組んでおります。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 更に、交通のアクセスでいえば、例えば道北バスなんか土別市から行って駅にすぐ行くのではなくて、名寄の市立病院の前を通って駅に行って戻ってくるという、そういう交通アクセスなんかも考えておかないと、皆がそして緊急を要しないときだって、これはやっぱり病院に行くわけですから、みんなが乗用車を持っていたり、そういうわけでもありません。だから、そういう面では、そういう交通のアクセスでありますとか、まだ時間があるといったって、もうあれでしょう。4月1日からそういう体制になるわけだから、私は、そういう市民の皆さん方にも本当に行き届いた、そういう小児科の体制、こういうものを土別市でもやっぱり交通のアクセス、これらも含めて考えるべきではないか、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

今の緊急の関係を含めたバスの関係でお話があったわけでございますけれども、バスについては道北バスが名寄と旭川の間を運行していると、そういった中で、今、委員のお話にあった、名寄市立病院を通過してバスを運行できないかということでございますけれども、こうしたことにつきましては、やはり名寄の市民の方の利用の利便性もありましょうし、土別市がそういうふうにしたとしても、今言った名寄の市民の利便性の関係もあろうかなど。あるいは、道北バスの考え方もあろうかと思しますので、その辺も含めて道北バスと協議をさせていただきたいなと思います。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、今の土別の小児科の関係でいきますと、夜間でありますとか、土日とか祭日、こういうときには大体どのぐらいの小児科の患者さんというのはいるものなんでしょうか。この辺をきちっと統計をとっておられないかもしれないけれども、やはりそういうこともきちっと把握をした上で対策はやっぱり構築していくという、どうも局長あれでない

かい、冷たいんじゃないかい、ちょっと。こちら辺については、そういうやっぱり夜間はこのぐらい だって、あれでしょう、ひとり親家庭のやつで算出するやつも、大体このぐらいでこのぐらいのやつを無料にするかという算出をされるわけだから、やはり夜間でありますとか休日救急、休日でありますとか、そういうところの土別市立病院の小児科の利用状況がどうであったのかということもわかれば、局長ひとつお答えいただきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えをいたします。

実は細かいというか、当然こういうお話になったときに、2カ月程度の統計をとった経過があります。平均大体1日救急外来、夜間の部分だけでいえば、多いときで3～4人来るときもあり、4人ぐらい来るときもあります。少ないときはゼロということで、平均すると約2人前後という形になります。

ただ、土日、祝日なんかについては、長期に休みがある、例えば5月の連休ですとか、それとか昨年は実は3月にすごくインフルエンザがはやったんですね。そうすると、小児科だけで実は20数名来るといようなこともありました。

ただ、平均すると、今言いました、日中については10名前後というふうに考えておりますし、それと、あと救急車で直接うちの病院の小児科に運ばれてきたというのは大体10件ちょっとぐらいという、年間ですね ということであります。

正直言いまして、先ほど言いましたように、委員も言いましたように、緊急性という形の部分からいうと、正直言って、これは医者判断と、それから当然保護者の判断が先ほど言ったように、ちょっと違う部分があるものですから、それがすべて緊急で入院しなければならない患者さんということでもないわけで、例えばそのうちの2割程度は多分熱だとかいろいろなこととで脱水症状等で入院だとか、そういう方もおりますけれども、統計的なことを言えば、土別独自で実はそういうものはとっておりませんけれども、全国・全道的なそういういろいろな統計ですと、救急だとか救急以外に来た患者さんのうち、約2割程度が俗に言う、すぐ入院しなければならない、そういう重篤な患者、残りの6割については、そのまま治療して帰っていいような患者さんだといような、一つの統計も出ております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） もう4月といいましても、10日ほどしかございません。したがって、私はそういう乳幼児を初めとして子供たちのいる家庭、全市民ですよね。そういう親切なものをやはりつくり上げて、4月からなくなるんだぞ、なくなるんだぞということばかりを強調して、病棟は閉鎖しましたとかいう、その準備ばかりは進んでいるけれども、市民の皆さんに対してこんな不便をかけるけれども、こんな方策を考えているんだということをもっと親切丁寧に、私は情報をきちんと伝える、そういう努力を早急にすべきだと、こう思うんだけれども、忙しくてできないなんて言うんでは、これは余りにも冷た過ぎる、さっきも言ったけれども。この点はいかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えをします。

先ほどお話ししましたけれども、実は院長がインタビュー形式ということで、3月の広報に実はこの4月以降の小児科の体制についてある程度お話をし、今後の病院の対応だとか、そういうことも含めて載せております。今後、今言いましたように、4月もあと本当に10日ぐらいしかないわけですから、その中でいろいろなこともまた周知していかなければならないものもあります。

ただ、私どもも今言いましたように、なくなる、なくなる強調ばかりではなくて、その中で院長もお話ししていますけれども、うちの患者情報、これ個人の問題もありますけれども、一応インターネット等でうちの小児科の患者さんのデータを名寄で実はつないで、そういう形の中で、例えば緊急に夜中に行ったときに、日中うちにかかったそういう診療データを向こうで見られるような、そういうようなシステムを構築するというので、4月、名寄との関係もございまして、費用の関係もあるんですけども、今そういう形でなるべく3月末までに、そういうものを立ち上げたいという、いろいろなそういう患者のための、小児科の分についてはそういう作業も進めております。

いろいろなことを使いながら、やはり小児科は特にそういうお母さんたちに心配がいろいろあると思いますので、少しでもそういう形で、少しでも納得いくような、軽減ができるようなことで、機会あるごとにそういう周知等も今後もやっていきたいというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 乳幼児医療費の問題にかかわって若干お尋ねをしたいと思うんです。

16年10月だったと思うんですけども、医療保険法の改正があって、子供の医療費の本人負担が2割から1割になったという、軽減になったということが言われているんですけども、これの詳しい中身についてまずお聞きをしたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 池田市民課長。

市民課長（池田文紀君） 16年10月に制度改正がございました。その中で、保険税については、今、手元にございませんが、給付関係で申しますと、従来までの乳幼児の給付の関係につきましては、16年以前の制度で言いますと、3歳児から5歳児までの外来については、2分の1を市の方で単独助成しておりました。それから、ゼロ歳児から2歳児までについては、初診料のみの負担ということでございました。16年度の制度改正に伴いまして、市民税の課税世帯に限りまして、1割負担ということで、実質的には国保の方の返ってまいりますが、最終的には市民負担としては、課税世帯は1割だけ負担をいただくということと、従来は6歳到達時までの助成でありましたけれども、16年10月の制度改正によりまして、就学児まで、3月31日までということで枠が拡大されまして、そこまで助成が対象になるということになりました。ゼロ歳から2歳につきましては、従来どおり、その初診料のみということで、16年のときには、そういうことで最終的な負担につきましては、市民税の普通の世帯、課税世帯、通常の世帯につい

ては、1割だけ御負担をいただくというような形になったということでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ちょっとややこしいんだけど、いずれにしても考え方としては、6歳まで、就学前まで、これは市の持ち出しも16年10月以前から見たら、この法改正によって持ち出しも市の方も少なくなったというふうに判断してもいいですか。

委員長（遠山昭二君） 平岡市民課主幹。

市民課主幹（平岡 均君） 私の方からお答えいたします。

ゼロ歳児から2歳児までは、初診料なものですから差額はゼロですけども、3歳児は176万1,959円減になっております。4歳児は155万9,059円減です。5歳児は150万6,191円減です。そして6歳児は就学前まで延びましたことにより153万4,934円、全体で329万2,274円の減になっております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） 今申し上げましたのは、前段の説明が不足して申しわけないですが、市の負担が増えたか減ったかということで申し上げますと、これは各年度ごとの最終的な市の負担で申し上げます。まず申し上げますと、平成13年度が約1,890万円、それから14年が2,200万円、それから15年が1,940万円程度、それから16年が約2,000万円、それから17年度が2,040万円程度ということで、おおむね市の負担については2,000万円前後ということで推移しております。

ただ、この間、制度改正が、今、委員からもお話がありましたように、16年10月に制度改正があったということと、それから合併もございまして、今申し上げました数字については、旧朝日町分も全部含めた数字でございます。旧朝日と旧土別との合併前の乳幼児医療の給付の制度そのものも若干違いがございますので、なかなか単純に比較はできないわけです。

それで、今うちの主幹から申し上げましたように、比較をしたらどうなるかというときに、平成17年度の実績をもとに試算をいたしましたものが、今お話をいたしました、御報告をさせていただいた数字でございまして、したがって、結局2歳までについては変わりませんが、3歳、4歳、5歳、このところは負担が減少になっております。ここではおおよそ試算ですけども480万円程度負担が減少するのではないかと思います。

ただ、6歳以降につきましては、制度改正によって、今までは6歳になった時点で給付は打ちとめということだったんですが、16年10月の改正によりまして、就学までは助成いたしますということになりましたので、3月31日まで助成の期間が延長になりました。したがって、その部分で150万円程度、市の負担が逆に増えております。したがって、差し引きでおおむね大体330万円程度、制度的に言えば減少になるというような試算が出ております。

ただ、今申し上げましたように、実際の支出額で見ますと、おおむね市の負担は2,000万円

程度で推移をしてきているという現状でございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 例えば6歳、就学前ですよ。この就学前では、大体医療費は年間、市ではどのくらい負担しているのかということ、6歳児ですよ。

それから、例えば学校に就学すると、比較的今度は医療費のかかりぐあいが少ないというふうに言われています。だから、全国的には小学校卒業するまでとか、あるいは進んでいるところでは、中学校卒業する義務教育終了するまで医療費のやっぱり軽減でありますとか、そういう助成を行って子供たちの健康を守る、そのために尽力している自治体が随分とございます。

私は、こういうふうには16年10月か、それ以前から見たら、大体推計だけれども330万円程度だけれども、これは負担の軽減につながっているんだという答弁でございます。今度は先ほども議論になったけれども、名寄に通院しなければなりません。今までと違った余分な負担も家族には家庭にはかかってくるのでございます。したがって、私はこういう機会だからこそ、そういう市が以前よりも330万円だけれども、前後浮いている。少し市の持ち出しが少なくなった。こういうときだからこそ、一定の年齢引き上げに、助成の年齢引き上げについても試算をしてみるべきではないか、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 池田課長。

市民課長（池田文紀君） それでは、私の方から数字を先に報告をさせていただきます。

6歳児でどの程度かということでありまして、これにつきましては、今の年齢別のデータというのをなかなかとっていないものですから、17年度で申し上げますと、17年度に実際に6歳児のかかった医療給付の総額で申し上げますと306万9,869円です。そのうち市の負担につきましては153万4,934円ということになります。ただ、6歳児につきましては、要するに誕生日から就学、入学まで3月31日までということで、実際に6歳になってから1年間にかかる医療費の約半分くらいしか助成対象になりませんので、おおむねやっぱり600万円程度が6歳児が実際に係る給付費になるのかなというふうにご考えてございます。

今、じゃ、小学生になったときに、例えば学校に入ると病院にかかることも少なくなるという実態も現実としてございます。そういうことであれば、医療費については下がるのではないかというお話もございました。ただ、これにつきましては、データの的に私どもが持っているのが国民健康保険については持っておりますが、1年生の全体の児童と申しますと、社会保険でありますとか、公務員共済だとか、そういうところの保険に入っている方の方が実は子供さんが多いわけですし、そこら辺の全体の医療費については、今のところ公的なデータがございませんので、どのくらいあるかということは実はデータがございません。これは推計するしかないわけでありまして、そういたしますと、6歳児で大体600万円程度かかっているということでございますので、それより若干下がるのかなというふうには考えますけれども、もし制度的に構築をするということになれば、これはあくまで単独で助成をするということになりますの

で、道の制度があれば、これは半額で済むんですが、これが半額で済むということになりませんので、この600万円程度がおおむね財政措置をするということではなければ、なかなか対応するという事は現実に難しいのかなというふうに考えております。

私の方からは以上です。

委員長（遠山昭二君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） ただいま市民課長の方からも申し上げましたとおり、それらの部分、現状の推計の中では、仮にもし1歳引き上げるといたしますと、ほぼ600万円程度の費用がかかるということでございまして、確かにその小児科の閉鎖に伴う部分につきましては、さまざまな交通機関等の配慮等で対応していきたいというふうに存じておりまして、単独で、土別市単独でこの1歳引き上げをするいたしますと、現在の財政状況では極めて難しい部分があるのかなというふうにも考えております。

ただ、道の方も確定ではございませんけれども、近々統一地方選挙が終わった後、新たな北海道の体制が生まれる中で、各候補の中にもそれらの部分を政策で掲げておられる方もいらっしゃいますし、道の制度がそういう形で動いたときには、財源として補助の部分が出てまいりますので、その折には検討してまいりたいというふうに考えております。

他市の状況を見ましても、いわゆる町村、対象者の少ない町村ですと、新聞でも報じられておりましたように、中札内村は中学生まですべて対応するとかというふうな報道がなされておりますが、私どもが現在つかんでおります情報では、道内の市の中でこういった形で拡大をしているのは、12歳までやるというふうに拡大をしているのが北斗市だけというふうな状況も了解しておりまして、現状申し上げましたように、単独での引き上げについては、無理だというふうな判断をしているところでございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 今度の予算を編成するに当たっても、一番大なたを振ったのは職員の人件費、それから市長は何とか後退させない予算を組んだんだというふうにおっしゃったけれども、その辺は私も是としているんだけれども、一般質問でも申し上げましたけれども、土別市の賃金実態を見ても、生活実態を見ても、アンケート調査でもわかるように、本当に生活が厳しくなった。給料は上がっていない。そういう労働者がほとんどでございます。だから、私は、そういう中だからこそ、歯を食いしばりながら今の制度をそれぞれ持ちこたえていくことと同時に、やはり市民の皆さん方にも温かい福祉の実態をもう少し砕いて、そして1歩でも2歩でも前進させていく努力をやはりすべきだと、こう思うんだけれども、この点、一般質問でも一定答弁をいただいたけれども、この際、市長の決意を承っておきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 斉藤 昇委員の御質問に私からもお答えをさせていただきますが、基本的には今議会で御答弁を申し上げた安川部長から申し上げましたように、財政状況からすると非常に筋はよくわかるんですけれども、大変だなというのは私も率直な実感であります。

ただ、この乳幼児の医療費の問題等々にかかわって、その前に小児科の廃止あるいは産婦人科の問題等々含めて大変な今時代に入っていることは、もうこれは事実でありますし、それからまた、北海道医療対策協議会もこの夏までに、どういう圏域の医療のあり方を新しいシステムとして作り上げていくのかというのが、ある意味では答えが出るわけなんです。そのときに、単にこれは産科、小児科だけの問題でなくて、こういう乳幼児の医療費、そのほかの分野がセンター病院とサテライト病院とどんなかかわりを持ってこれから新しい医療システムがつくられていくのかと、しかも今、医療資源は前から言っておりますように、医師が非常に不足している中で、この限られた人的医療資源をどのように活用するのかということがこれからの最大の課題になっていくわけであります。

先ほど道北バスにだって、名寄の市立病院にこれからどんどん向こうにやっぱり通う分野もあるんだったら、積極的にかかわってみる必要があると、その中で名寄は名寄のまた事情があるかもしれませんが、新しい医療システムというものを構築するんだということになれば、そこら辺の分野も入れて、総合的に恒常的な安心して医療に係る状況、環境づくりをしっかりとやっぱりやっていかなければならないでないか、そんなふうにしております。

何でも金がないからということになると、夢も希望もないじゃないかということになるかもしれませんが、きょうはここでこの問題については、では、1歳引き上げさせていただこうというのは答弁なかなかできませんし、総体的にこういった時代に入った中で、こういうことも含めて、医療にかかわるこれらの士別市は士別市としての財政状況もよく見ながら、どんなことができるのか、少し時間をやっぱりいただきたい、そのように思っております。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、雇用奨励助成金について若干お伺いをしたいと思います。

士別も雇用奨励金を出しながら、一定、市内の企業で雇用も増えたりもしてきました。しかし、一方では、建設業の倒産でありますとか、結構な企業も倒産になったり、雇用奨励金をもらった企業も結局は何年か後には倒産を余儀なくされるなんていう事態も生まれました。これまでの雇用奨励金の実績、人数でありますとか、あるいは金額でありますとか、これらについてまずお知らせをいただきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 高木商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） お答えいたします。

雇用奨励促進事業の助成金につきましては、地元企業の人材確保と雇用の拡大を図るということを目的として、中小企業振興条例の中で制定いたしております、企業の本事業活用の実績といたしましては、平成9年度の制度制定以降、現在まで18社の企業が活用しております、その雇用者数は全体で20人で、金額については、その助成金額につきましては600万円となっております。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、この18社が活用したんだけど、そして20人が新規の採用の中

に入ったというんだけど、この中でやむを得なくと言いますが、倒産を余儀なくされた企業というのはどのくらいあるんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） お答えいたします。

この18社のうち1社が倒産ということで、この企業につきましては2回助成を受けておりますので、2名ということでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、助成金を出す場合に、これは働く人たちに対する雇用保険の加入というのは、これはもう当然義務づけられていると思うんですけども、例えば社会保険に加入をきちんとしていたのか、あるいは非正規雇用ではなくて、きちんとした正社員として採用されたのか。それから、倒産では2名ほどが倒産によって退職を余儀なくされたというんだけど、その後、会社が奨励助成金をもらったんだけど、会社が企業の縮小をしたというような企業はあるんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） まず初めに、正規社員か非正規社員かということにつきましては、この制度の要件といたしましては、常用労働者ということでありますので、正規社員ということでございます。

それから、縮小・廃業ということにつきましては、ただいま高木主幹の方から申しあげました1社のみでございます。

それから、この要件ということでございますけれども、いろいろ諸制度関係があるわけでありまして、ここの要件として位置づけておりますのは雇用保険の適用事業所、いわゆるその雇用者につきましては、雇用の際に必ず雇用保険に加入することというようなことを要件いたしております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 企業も仕事が少なくなったり、経営も厳しいということも一面ではございます。しかし、同時に、企業も人あつての企業なんだといって頑張っている企業もあるわけでございます。その場合に、1つは、出てきているのは、社会保険に加入したけれども、これはもう加入しなければならないというふうになっているんだけど、罰則規定がない。だから、もう経営が厳しいからといって社会保険から国保に切りかえる。したがって、国保に切りかえれば、これはもう国民年金、社会保険だと厚生年金も一緒に払うわけだから、厚生年金の適用になるけれども、そういう会社も以前も質問しましたけれども、土別の市内にも起こっているわけでもございます。

私は、やはり会社の進んだ経営者といいますが、人あつての企業だという立場から奮闘して

いる経営者、聞いてみますと、一番初めに社会保険に初めから入るといふ決意をして企業経営をやっていくんだと。安易に国保に入ってくれ、国民年金に入ってくれという立場から企業経営をしていくと伸びていかないと。厳しくても歯を食いしばって、社会保険や厚生年金をかけながら雇用していく、そういうことを肝に銘じて経営をやってきたんだという経営者も土別にはいるわけでございます。

したがって、私は、この奨励助成金を出す場合にも、雇用保険はもう当たり前の話です。しかし、同時に、非正規雇用でないというから、まだいい。だけれども、きちっと常用労働者というか正社員であるとか、社会保険に加入をなさないとか、こういうふうに私はやはり市の市民のお金です、税金ですから。これらを使って助成をしていくわけでございますから、ぜひそういう福利厚生の上でも、働く人たちがその会社に雇用されて安心して働けるように、そういう助成金の出し方をすべきではないか。だから、規則でありますとか、要綱でありますとか、そういうものにもこれからやっぱりこれらをきちんと明記をして、雇用奨励助成金を出していく、そういうふうにしてはいかがなものかと、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） この助成金の交付要件というようなことで、社会保険等の加入をそういった一定の基準を定めるべきだということでもありますけれども、斉藤委員お話のとおり、従業員の方々のそういう権利関係の諸制度、これの労働環境の整備は本当に重要なことであります。そのようなことで、また企業の円滑な人材の確保においても、こういったことの整備は大変大事なことでありますので、この雇用奨励助成金のほか雇用にかかわっての支援策は、ほかに人材確保促進事業でありますとか、新規開業等支援事業、更には企業立地促進条例の雇用奨励などもありますので、この助成の要件といたしまして、こういった社会保険の諸制度の加入ということにつきまして、一定の基準を要綱等で定めるようなことを考えまして、商工業振興審議会にもお諮りをし、早急に対応いたしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 次に、介護保険事業の関係で、若干お尋ねをしておきたいと思うんです。一般質問でもどなたかしてありましたけれども、地域支援事業の通所型介護予防事業についてだけお尋ねをしておきたいと思うんです。

18年の4月から実施している通所型介護予防事業でございますけれども、これはどんな制度で、65歳以上が対象だと思うんだけど、この対象人数は土別市全体で何人いて、そして、その予防事業を行っていく場合に、そういう対象者全部に当たっていくというふうになるのでしょうか。その当たった中から、この人はやっぱり予防が大事だと、この人は斉藤 昇は健康だから、予防は自分勝手にやればいいという、だから予防を必要とする人をチェックして見つけ出すという作業をこの事業ではしていくことなんですね。だから、その点では、大体

その対象者は何人いて、18年度からはどのぐらいの目標数値を持って事に当たられているのか、この点をまずお聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

介護保険事業計画におきまして、65歳以上の高齢者人口に対しまして、特定高齢者を事業開始初年度でございます今年、平成18年度におきましては3%ということで209人、それから19年度は4%で308人、20年度におきましては5%の408人ということで、段階的に対象者を見込んでいただいております。

それから、特定高齢者の選定の関係でございますが、昨年4月から市が行っております、それぞれの各種自立支援サービスを初め、そのサービスの利用者を初めといたしまして、順次市内老人クラブの方に対象者選定のための訪問等の計画を立てまして、選定作業に当たってきているところでもあります。実際に老人クラブ等を訪問いたしまして、976名の高齢者を対象に特定高齢者を選定した結果、現在34名の特定高齢者を選定しているところであります。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 1年間で1,000名近い人たちに、老人クラブでありますとか、いろいろなところに出かけて行ったりしてお会いして、34名のいわば予防訓練を必要とする人たちの発見したといえますか、それで予防訓練をやっていると。これは、何千名かいるんでしょう。何千名か、対象になる人が。何千名か、教えてください。

そうすると、今1年間で1,000名ぐらいだけれども、これは相当なやっぱり労力やらが要ると思うけれども、これは全対象者に皆さん方が当たって、そして発掘というんですか、していくんですか、その予防が必要だという人を。こちら辺は19年度なんかは、どうやっていかれるように計画しているんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 西崎課長。

介護保険課長（西崎貞一君） 現在65歳以上の対象者ということになりますと、約7,000名の方がいらっしゃいます。これを一度に全部できませんので、順次やっていっているということでございます。先ほど申し上げましたように、老人クラブ等を初めとして自立支援サービスを使った者、19年度におきましては、国の方で実質的に対象者の出てくる率が少ないということもございまして、これにかかわってはチェックリストの見直しといいたしめようか、20項目のうち12項目について対象とするということになってございましたが、それらの見直しが10項目以上該当ということになってございます。したがって、現段階では19年度におきましては、更に介護予防の普及も含めまして、老人クラブ等に筋力向上のためのものを含めて、更には再度チェックリストに基づく選定ということで、現段階では考えております。

今後においては、数が7,000人ということで大変多うございますので、今後各それぞれいろいろなところ、つくもの大学でありますとか、そういうところも全部含めまして順次実施していきたいと考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 高齢化が進んでいますから、3分の1ぐらいの人たちがもう65歳以上に到達している。そういう意味では、私は皆さん方のそういう御苦労、いろいろな老人クラブでありますとか、いろいろなところに訪ねていく。そのことと同時に、もっと私は、自治会単位で協力を仰ぐという体制を、例えば東山自治会なら自治会、ここはもう何日にこういうふうにして訪問したいからということなんかを含めて、そして、ひとり暮らしでありますとか、高齢者の生活実態を隣近所を含めた自治会ぐるみでもやっぱりそういうものやっけていくようなものに、もっと活用していったらいいんじゃないかといいますが、そうすると、皆さん方も何か、だって老人クラブはもう大体回り切ったんだから、今度どうやって人を集めようかみたいな、そういう点では、やっぱり自治会でありますとか、そういう市民の皆さんの協力も受けてやっけていくような、そして、そのことが予防というのは一体何なんだと、何でこの予防介護という名目でやらなければならないんだということが、地域の皆さんやそこに住んでいる高齢者の皆さんにわかっていくことになると思うんですよ。そういう知恵なんかも工夫してやっけていかないと、本当に7,000人、あと6,000人ですか、当たっていくというのは、それは緩くない仕事だと思うんだけど、そういう知恵も働かせたらどうかと、こう思うんだけど、その点はいかがでしょう。

委員長（遠山昭二君） 西崎課長。

介護保険課長（西崎貞一君） 委員、今発言のとおりでございます、御質問のとおりだと思います。今後におきましては、いわゆる地域に根ざして、地域からそういった介護予防につきましては、やはり地域自治会を含めて、隣近所を含めて、みずから予防していくんだという、そういう意識の啓発、意識づけといいたいまいしょうか、意識の啓発が重要かと思えます。今後におきましては、出前講座はもちろんですありますが、そういったことを視野に入れて対応してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 34名の人たちが予防の訓練をやっているというんだけど、これら的高齢者の方々は大体どんなような訓練といいますが、機能向上のための訓練を、どこで、どういうふうにしてやっけて、それは利用料といいますが、それはどのぐらい取られるものなんですか。

委員長（遠山昭二君） 西崎課長。

介護保険課長（西崎貞一君） 選定されました34名の方のいわゆる筋力向上等につきます場所といたしましては、総合福祉センターの方に公用バスでもって送迎により来ていただいております。どういう内容かといえますと、通常の生きがいデイサービスのカリキュラムに加えまして、運動機能向上プログラムに基づきまして月1回1時間程度、これはストレッチとか、あるいは筋力向上等のトレーニングを行っているところでございます。

それと、あともう一点、金額のことがございましたが、今資料がございませんので、後ほどお伝えしたいと思いますので、お願いいたします。

(「月1回だったら、戻っちゃうべ」の声あり)

すいません、失礼しました。週1回です。すいません。

委員長(遠山昭二君) 齊藤委員。

委員(齊藤 昇君) それから、今は34名から始まって、週1回そういう機能の訓練をされたりしているわけですね。これを、先ほども申し上げましたけれども、これからも増やしていく、増えていくと思うんですよ。そうなっていきますと、何名限度にするのか、次々にそういう人たちが、今年は何でもなくても、来年は齊藤 昇も訓練させんかったらだめだよとかというふうになって増えていくと思うんですよ。そうすると、増えていった場合の、やっぱり対処の仕方というのは、どういうふうにしてやっていくんでしょうか。場所の問題でありますとか、あるいは訓練士なんかはどうしているのかということがありますけれども、場所の問題だとか訓練士の問題、こういうことなんかはどうお考えになっているんでしょうか。

委員長(遠山昭二君) 西崎課長。

介護保険課長(西崎貞一君) お答えいたします。

今後におきまして、国のいわゆるチェックリストの項目が12から10に変更になったこと等に伴いまして、これから順次またチェックリストによって選定作業に当たった場合に、増えてくることが考えられてございます。現在実施しております総合福祉センターにおきましては、1日の定員19名ということで、その中では間に合っている状況にあります。

しかし、今、委員お話のとおり、今後におきまして選定作業を実施していった場合におきましては、増えてくることが考えられます。現段階でまだ全部はしておりませんが、少し項目が減ったことについて、選定を一部やってみたとところでありますが、それほどまだ出てこないというような状況でございます。仮に今後そういったことで実施していった場合におきまして、増えてきた場合におきましては、当然にして、現在の総合福祉センターの場所につきましては狭いということも考えられてくると思いますし、今後について公の施設、例えば今の東山の病院のそばにございます福祉センターの有効活用というようなことも検討しなければならないのかなということで考えているところでございます。

委員長(遠山昭二君) 齊藤委員。

委員(齊藤 昇君) 結局そういうふうが増えていくことなんかは、やっぱり予想されるという答弁でございますけれども、この通所型の介護予防事業の実施に当たって、北海道の柔道整復師会、これは整骨をやっている皆さんです。この人たちも介護予防には、そういう資格も持っているんだと。したがって、こういう人たちも、そういう多くなってくると協力する用意もあると。しかし、一人先生とかというのは多いわけだから、土別の整骨院といってみても。そうすると、出かけていってなかなか、やっぱり自分の患者も見なければならぬと。だけれども、整骨院に例えばそういう判定された方が来てくれた場合には、そういうやっぱり治療もする、

そういう協力をする用意があると、こういうふうに言って、これはもう全道的といいますが、江別でそういう協力を願って実施しているそうですけれども、そういうふうが増えていった場合に、こういう柔道整復師、整骨院の方々の協力を仰いでいく、こういう点ではどんなお考えを持っているのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 西崎課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。

北海道柔道整復師会の名寄ブロックの方から、このいわゆる地域支援事業の通所型介護予防につきまして、この実施にかかわって整骨院に通院、通所をしていただく中で協力をしたいという要請が、実は17年9月にあったところでもあります。この時点におきましては、18年4月から実施をいたしますことになっておりまして、この時点では、まだこの事業にかかわって国の方で詳細な中身が明確になっていなかったということもございまして、これらにつきましては、明確になっていくのを確認しながら、そういった柔道整復師さんの活用について、その点では検討するというところでさせていただいたところであります。

今後におきまして、増えてきた場合について、当然私どもの方で対応できなければ、そういった協力要請を得なければならないと思いますが、そういった場合に、ただネックになるのが、通所によりと、通所することによりということになりますと、整骨院の方に通所することになりますと、やはり利用している方の利便性の関係も出てくるのかな。あるいは、通院にかかわって送迎するわけですから、そういったことの人員確保の関係も出てくるのかなということで、そういった問題点が出てくるのが考えられます。現段階におきましては、一応そういった利用者の余り移動しないことを考えて、総合福祉センターにしたということでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これはやっぱり全国的に予防介護というのはもう全部やって、介護保険の中で変わってきて、全国的にやっているわけですね。だから、そういうふうに全国的に予防する人たちも増えてくるというふうになりますと、そういう柔道整復師の方々、整骨院なんかの資格を持った人たちのどう対応するんだということも、全国的にも開拓されてくると思うんですね。だから、そういうふうに全国的な展開でありますとか、ほかの自治体の展開なんかも見ながら、やはり増えてくる、そういう市民の予防をしなければならんというふうに皆さんが判定するわけだから、だから、そういう人たちが増えたときにはどうするのかという問題、そういう申し入れもあったということだから、私は、全国展開やほかの自治体の例なんかも目配りしながら見て、ぜひいろいろな点で検討して、市民の皆さんに1人でも介護保険を使わないで、予防のところで1日も長く健康的でいられるように、そういう努力をしていただきたいということを思うんだけど、この点はどうでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君） 今回の齊藤委員さんから、柔道整復師の団体からも17年9月ですけれども、それぞれ私どもにも要請があったところです。経過については、今、西崎課長の方から御答弁申し上げましたけれども、私どもも、その介護予防に当たっては、一定の資格を有する者についてのやはり人材の確保が必要であろうということも考えておりますし、この新年度から包括支援センターの中の体制も強化をしていこうというふうに考えております。そうした資格者の中で、例えば医学療法士でありますとか作業療法士でありますとか、そういった方も、今度は資格者の確保も当然視野に入れていかなければならないですし、また、そうした高齢者が今もお話ししましたように、国の予防の調査の中では、総見込みは下回っているわけでありますがけれども、調査項目がだんだん見直しを図った折には、もっとその対象者が増えてくるだろうと。そうした場合に、そういう資格者の範囲を、今お話ありましたような、市内における柔道整復師、そういう人たちもそういう資格者に加えて、今後支援をいただく方法なり、あるいはそうした場合には、今、北町のデイサービスの箇所をまた改めて市の施設の中で考えなければならぬだろうということも出てくるでしょうし、そういった中で全体の中で今後検討してまいりたいと考えております。

委員長（遠山昭二君） ここで午後3時15分まで休憩いたします。

（午後 3時01分休憩）

（午後 3時15分再開）

委員長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。西崎課長。

介護保険課長（西崎貞一君） 先ほど齊藤 昇委員さんの方から御質問ありました、総合福祉センターの特定高齢者の通所にかかわっての料金につきまして、資料が手元になかったため失礼をいたしました。これは、負担につきましては月額ということになってございまして、2,226円ということで、週1回で月4回としますと、1回当たり約556円ということで、時間につきましては、午前10時30分から午後2時30分までということになってございます。また、昼食につきましては、それぞれ利用される方の各自が持参ということになってございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それでは、最後に、市立病院の未収金について若干伺っておきたいと思うんです。

未収金の現状と、それからその対策、これらについては、どういうふうにしてやっているのでしょうか。

そして、未収金の主なものといえますか、これはあれでしょう、お金がないから、お金がないけれども、病院でどうしてもあれだと、診てくれないかと僕が行った場合には、これは診て

いただけるものなんですか。この点は、恐らく患者を選ぶ権利はお医者さんにはないはずだから、病院を選ぶ権利は患者の側にはあるはずだから、そう思うんだけど、ここら辺の見解も含めてお聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 山本課長。

市立病院医事課長（山本良文君） お答えさせていただきます。

未収金の現況でありますけれども、患者一部負担金として過年度未収金の部分なんですが、入院につきましては金額では1,277万3,042円、外来につきましては625万7,105円、合わせまして1,903万147円の未収金になっております。それと、その未収金対策でございますけれども、まずは窓口で精算していただくように強化努めております。それと、面談によりまして給付相談等、それと今分割で納入をしていただいている方もたくさんおります。それと、連帯保証人の方には随時連絡をとらせていただいて、その対応に当たっております。それと、解消に向けてですけれども、まず、新たに未収金を発生させないという考え方で、入院時の面談などに力を入れております。

それと、委員さんのおっしゃいました受診をしたいという部分においては、医療法上拒否はできないということになっておりますので、来た段階では診察をしているということでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 1,900万円に上る未収金ですから、やっぱり確にお金がないという場合もあるかもしれんけれども、やはり患者さんにしてみれば、なくても診ていただいたから、いつかは払わなければならないという、またそういうこともあるかと思うんだけど、丁寧なやっぱり督促も含めて集金に力を入れるべきだと。これは時効はあるんでしょうか。病院では、時効5年なら5年あるというふうになると困りますけれども、未収金になって古い人というのは、どのぐらい。時効がないとしたら、やっぱり何年度分でも分割でも入れるなんていうことがなされているものなんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 山本課長。

市立病院医事課長（山本良文君） お答えさせていただきます。

不納欠損の時効については3年ということでございますけれども、昭和61年の部分から分割で金額は多くありませんけれども、入れていただくという形がありますので、今現在の部分では61年度の入院分を分割で入れていただいている状況でございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 健康保険法では、不払い患者への督促などの努力を一定以上行えば、公的保険に不払い金を請求できる規定があるというふうになっているんだけど、病院側の回収の努力とあわせて、この規定を使わなければならないという自治体病院なんかもあるよだとい

うことなただけけれども、実際にはこの規定というのはどんなもので、これの適用については、市立病院側としてはどんなふうを考えていらっしゃるのか、この点いかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 山本課長。

市立病院医事課長（山本良文君） お答えいたします。

未払い一部負担金の保険者の徴収についてということで、一部負担が発生している部分では、医療機関から保険者に対して処分の請求をできるということにはなっております。ただし、その請求の部分につきましては、保険医療機関としては未納者に対して支払い請求の確認ということがありまして、その部分としましては、内容証明付きの郵便等を使って、客観的事実に基づかなければいけないという部分があります。それで、今現在、分割で精力的に支払っていただいている方が多くございますので、今のところその状況ではありませんので、この手順をとろうという考えではございません。

以上です。

委員（斉藤 昇君） 終わります。

委員長（遠山昭二君） 牧野勇司委員。

委員（牧野勇司君） 総括質問をいたします。

まず初めに、行財政改革と市立病院の経営健全化、この問題について何点かお伺いをいたします。

16年度末までの市立病院の不良債務5,800万円につきましては、一般会計から補てんをする、こういうことで補正予算が組まれたわけではありますが、また、市立病院の問題については、今回一般質問等々でも同僚議員から数多く質問がなされ、18年度単年度でも3億円を超えるという赤字が見込まれると、こういう答弁もなされています。それで、平成19年度、新年度から平成28年度までの病院の経営計画について、既にその案が示されているんだけれども、平成19年度で例えばこの収入増対策なり、あるいは経費節減対策なり、具体的に考えられているものがあればお示してください。

委員長（遠山昭二君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えします。

収支につきましては、とにかくこの4月から小児科がなくなるというふうになれば、入院病棟が減ることになって、大変厳しい状況にはなる予定になっております。そういった中で、実は4月以降、3階東病棟を閉鎖いたしますものですから、実は今病棟の再編という形ですけれども、患者の病態によって病床の実は今組みかえるということで作業を進めております。その中で、看護師等の配置についても、4月すぐは無理だと思えますけれども、いろいろな配置をしながら、効率的なそういう配置をしたいということと、もう一点は、やはり実は当初私どもが予定していた以上に、看護師が退職するというような状況もありまして、若干入ってくる人数も少ないということですから、大きな部分ではやはり人件費の削減もありますけれども、そういう部分ということで、実は施策としてでなくて、現実的な問題として実はそういう状況

の形の中で、人件費が若干抑えられるかなという部分が1点と、やはり当然患者数も若干落ちておりますので、当然そういうふうにかかわる診療材料費だとか、いろいろなものについては、やはり圧縮をしたということで、やはり効率的な経営というか、具体的には特にそういう医師が増えるという状況もないわけですから、大変厳しい。原則としては、やはり経費をいかにどのように効率的に削減しながら、収支を保っていくのかというのが大きいものですから、特にこれという目玉というのはありませんけれども、ただ、私どもとしては、この2月から糖尿センターということで糖尿外来ということで新聞等にも出していますけれども、これについては始まったばかりですから、多くの患者にはまだなっておりませんが、やはりそういう一つの特徴をつけた中で、患者を増やししながら、そういう収益につながるような形で努めていきたいというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 収入増対策関係で言えば、糖尿病関係のチーム医療ということで、これが新たに担当されるということで非常に期待を寄せるわけではありますが、私ども議会で議員でいただいているこの経営計画によりますと、例えば外部委託の拡大ということで、診療材料室、こういったものは前期平成23年までに実施をしていくんですと、こういう言い方であります。あるいは、以前の議会でも私は指摘をさせていただいていますが、薬品費なり材料費の節減が図られるのではないかと、類似病院と比較をして、こういうことも指摘をさせていただいているんだけど、これも費用の縮減ということで、後期平成28年までに在庫管理を徹底し、不良在庫の解消を図っていくんだと、こういう計画になっているわけですね。私は、今現時点における経営状況の説明を受けると、極めて厳しい状況であるということからしていけば、今申し上げたような内容については、平成19年度、新年度から即、内部で協議をしながら、節減できるものは節減していくような方策を考えるべきではないか、こう思うんだけど、いかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 藤森局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えします。

確かに、19年度、薬品費それから診療材料費については、予算書を見ていただければわかるとおり、相当実は診療材料費については大きく減収というか、圧縮した形の中で19年度予算にはついております。実は診療材料の外部委託云々というのは、やはりそういう今私どもが直接買って、そこで管理していますけれども、いろいろなシステム上の費用の問題等もあるものから、何とも言えませんが、検討しているのは、直接業者がそういう診療材料等についてあそこに入っていくということになればですね、使った分だけ請求が来て、その分を支払うということになれば、実に不良な在庫とか 不良とは言わないですけども、余分な在庫を抱える必要がないということで、そんなようないろいろなシステムを今考えております。ただ、今言いましたように、これについてもやはり電算だとか、いろいろな部分のシステムの費用の問題もありますので、ただ、早急にそういうことも含めて、そうすることによって

人員も削減できる部分がありますから、それは当然検討していかなければならないし、今言いましたように、それだけでなく、すべての部分について、費用についてもそれから収益の部分についても、それはもう小さなことも含めて、19年度においてもいろいろなことについては、できるものから取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） この診療材料、薬品材料関係、これらについては、例えば隣の名寄市立病院なんかについても、もう既に委託されながら節減がされているようでありますし、ぜひできるものから早急にやはり取りかかる姿勢が必要ではないかということで、新年度から協議を願いたいと、こう思います。

それと、次に、田宮議員が取り上げました地方公共団体における公的資金の繰上償還、この関係についてお伺いをいたしますけれども、その答弁では、補償費の支払いがなくなったということで、土別は合併もしたし努力をしているということで、新年度から5%以上に係る地方債の利率の部分については借りかえができると、こういう手続を早急にとっていくんだという答弁であります。全体でしからばどのくらい軽減されるんでしょうかということではありますが、8億6,000万円程度の軽減が見込まれると、こういう答弁がなされました。それで、市立病院では建設費含めて23~24億円ほどのまだ起債残高があるというふうに押さえているわけですが、この軽減策がとられるとするならば、市立病院にかかわる地方債の繰上償還についての程度軽減がなされるのか、支払い終了年次までの合計額、これをお知らせください。

委員長（遠山昭二君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

今回の軽減になる5%以上の金利の対象の残高というのが、病院の場合、平成18年度末で24億円ございます。それで、その19年度の支払い、約1億2,000万円くらいになるんですけども、その後、最終的に29年度まで支払いがありますので、それらの総額が利子の総額7億3,380万円ほどになってございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 利子の総額が7億3,300万円ということで、このうち借りかえをした場合、どの程度軽減されるのかお知らせください。

委員長（遠山昭二君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 当時利息が5~6.6%くらいでしたので、今の金利、大体2.1%くらいですので、これが19年度にすぐ借りかえができたとして、先ほどの7億3,300万円ほどが借りかえ後の利息、29年度までのトータルで2億4,400万円ほどになりますので、差し引きいたしますと4億8,000万~4億9,000万円程度ということになります。

ただ、これは全体でありまして、そのうち病院の場合、元利償還金の3分の2を一般会計から繰り出ししていると、3分の1を病院会計で払うということになりますので、それぞれ分け

ますと、一般会計の方で先ほどの4億9,000万円程度が一般会計の方の負担減で3億2,600万円ほど、病院会計の負担減が1億6,300万円ほどというような形になります。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） そうなりますと、この借りがえすることによりまして、一般会計が負担する分が3億2,600万円ほど軽減されると、こういう計算になるわけですね、今の答弁からいきますと。以前からの健全化計画のときにも質問はさせていただいたんだけど、一般会計からの補てんは一切できないんだと、今回の5,800万円は別としまして。今後においては、18年度末で約6億円を超えるであろう不良債務について、自助努力でやっていくんだと、こういうお話をただけでも、例えばこの3億2,600万円なんかについては、これは今まで思ってもいなかったものが節減されるわけでありますから、計画的にこういったものについては病院に補てんをしていくと、病院会計にですね、一般会計から。そのような考えには成り立たないんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） ただいまの牧野委員の方からお話ありましたように、そのもともと一般会計で見ていた分というものを仮に出すとすると、その分は確かに病院の会計上の不良債務というものが低くなることになります。ただ、公営企業の繰り出しというのにつきましては、もともと基準が決められておりまして、この基準、基本的に基準によるものとされておりまして、軽減された分、これを仮に病院の方に繰り出しするとすると、これは基準外の繰り出しというような扱いになります。それで、平成14年度に総務省で出された事務次官の通達によると、今の不良債務が医業収益の1割を超えた病院、これが医業赤字病院というような扱いにされて、公営企業の経営健全化計画を策定しなければ、起債や何かに一定の制限がされるということになります。このとき、その基準外の繰り出しというのが不良債務と同様に扱われるということは、仮に今5億円の不良債務を抱えていると。それに例えば一般会計の方が余裕があるということで、全額繰り出しをします。そうしますと、会計の表面上は不良債務というのは消えるわけですが、この通達の扱いの中では、その不良債務というのが消えないことになります。不良債務と基準外の繰り出しを足したもの、それを医業収益で割った1割というような格好になっております。

そのほか、先日、斉藤 昇議員の一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、新たな自治体再生制度が今定められようとしていますけれども、その中で今度は公営企業の経営の健全化、それについても新たに定められております。これにつきましても、一定の資金不足を出した公営企業は、計画を定めて、その計画の達成が仮に困難な場合、総務省の是正勧告等がなされるという、内容的には厳しい状況なんですけれども、そのときの不良債務の扱いといったことが、先ほど申し上げましたように、基準外の部分も不良債務というように、もし仮に扱われるということになると、それは一般会計の方で出しても、その総務省の勧告やなんかから逃れることはできないと。資金繰りの観点とは別として、そういうような形にあります。

そのほか、一般会計の方でも市の職員の給与費の独自削減としたように、厳しい財政状況ということもありますので、まだ病院の経営計画というのも今始まったばかりということもありますので、今のところ、病院の自助努力の経営努力の中でどこまで解消できるか、そういったことを踏まえてからの検討になるのかなというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 以前の病院の健全化のときには、2億5,000万円ほどの不良債務を5カ年間、一般会計で補てんをしたと。そのほかにも計画外繰り入れで毎年2億円ほど、これは医療政策をしっかりとすんだという意味で、政策として一般会計から病院会計に繰り入れをしていた。今お話を聞くと、総務省はまさにそういうものも認めないということになってまいりますと、結局は病院を縮小せざるを得ない。例えば市長が、市長の最大の政策としまして、例えばこの地域医療を守っていくんだという政策を組んで、病院が赤字だから、だから少しでもやっぱり補てんをしていく。そういうときに、今出てきたような、例えば3億2,000万～3億3,000万円、こういう形で経費が節減、思っていなかったものができる。だから、それを計画的に入れていくんだ。こういうものが一切、総務省のこの通達の中では認めないということなんですね。

そうなりますと、どこの自治体においても病院経営というのは大変なわけだから、やはり一般会計の一定のものがない限り、経営が成り立たないと思うんですね。だから市長がいつもおっしゃっているとおり、やっぱりこれはしっかりと国に対しても声を大きくしながらやっていかないと、一般会計でも補てんできません。補てんしたとしても、それを認めないんです。10%になる、例えば5億、6億になると、健全化計画を出しなさい。これだけでは地域医療を守れないんじゃないかと思うんだけど、その辺はどのように対応していこうとされているのかお知らせください。

委員長（遠山昭二君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 私から、実は先般そのこともありまして、結局、地方自治体はもう行き場がないじゃないかと、それが夕張に次ぐ連結決算の結果、再建団体に転落していく、要するに予備軍がどんどん北海道で増えていってしまう。だから、病院が今つuckingている不良債務というのは、やはり連結決算の対象外として扱うべきでないかというのが、私単独で動いてきたことなんですね。そうでもしなかったら、今、牧野委員がおっしゃっているように、やっぱりしっかりこの地域に根づいた医療を私の政策だと言った場合に、今、地方分権の時代にここまで押さえ込むのかという、やっぱり強い反旗を翻すぐらいのやっぱり根性を持っていなかったら、これからの自治体の長というのはやっていけないんじゃないか、私はそんなことを思って今までやってきたんですね。

ですから、ただ、考えてみたら、いわゆる一般会計あるいは企業会計、その他の特別会計の節度のある財政運営ということになれば、確かに総務省が描くのは普通そういうような描き方もするのではないかと思うけれども、今日的にこんなに医師が不足した一体原因をつくったの

はどこなんだと、それから、それを今北海道は特に悩んでいて、さあ、どうしたらいいと困っているときに、また追い打ちをかけて財政面で締めつけるとなると、もう北海道は再建団体がどんどんできますからというのが私の言い分だったんですが、その点については、私も本当に牧野委員がおっしゃるように危惧するところでございます。

ただ、今、健全化の取り組みがまだ始まったばかりですので、まずはその中でしっかりとそういった今の問題も将来的なことを踏まえながら、当面こういう切り出し方でやれるものからやると、この問題については、今、病院の事務局長あるいは財政課長が答弁してきているような経緯もあって、なかなか難しいということだけ理解しておいていただきたい、そういうふうにあります。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 今、市長の答弁にあったとおり、この問題は斉藤 昇委員からも一般質問で取り上げられていますし、やはりスポーツ合宿のまちだ、あるいは企業誘致の問題だ、あるいは保健福祉政策だ、どれをとってみても、やっぱり医療機関がしっかりしていなければまちは成り立たないと思うんですね。ですから、こういう矛盾が相当出てきていますので、ぜひ力を入れてこの問題については立ち向かっていただきたい、こう思います。

次に、福祉のまちづくり推進事業にかかわって、病院の関係でお伺いいたしますけれども、2月7日付の地元紙に市立病院売店経営者募集と、こういう広告が出されました。今までは、現在もそうありますが、福利厚生会の病院支部が売店経営をなさっているんだと思うんですが、これが売店経営者募集となった件について、現時点における売り上げなり、あるいは経営状況が悪化したのではないかという気がするんだけれども、その点、簡単に結構ですから御説明ください。

委員長（遠山昭二君） 谷口市立病院事務局次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 市立病院の売店の関係でございますけれども、実はあそこに長い間、福利厚生会の病院支部がございまして、そこで売店を運営していたわけでございますけれども、最近、売り上げが減ったというのは、やはり病院内でたばこの販売を中止したということが一つの原因でございます。大きな問題としてそれがございまして、平成12年度には6,000万円を超える売り上げがあったわけでありましてけれども、平成18年度には患者さんも若干減ったということもございまして、4,000万円を切るというような状況になったというところでございまして、やはりそのようなこともありまして、平成17年度から院内の売店をどうしようかというようなことで、職員内でいろいろ検討をしてきたところでございます。いろいろアンケートをとってみますと、その中で病院のあり方についていろいろ検討した方がいいのではないかというようなことで、今回に至ったところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 確かにたばこの自動販売機の撤去だとか、あるいは以前には住民患者要望

も多くて、例えば院内食堂を設けたとか、あるいは患者が減ってきているとか、いろいろな要因があると思いますけれども、4,000万円を切ったということで新たに民間に委託をすると、こういうことだと思っておりますが、それで、申し込みが何社ほど来て、どういう内容で、選定基準のもとで、いつ決まったのか、その決まった場所は結構でありますけれども、その辺をお知らせください。

委員長（遠山昭二君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 実は、昨年4月から病院内に売店の民営化検討委員会というものを設置いたしました。トップは副院長でございます。その中に事務あるいは看護部、あとは組合の代表というようなことで、6名の方でこの委員会を設置してまいりました。そのようなことで、今年に入り、やはり民間に委託というか、民営化したらどうだという話が出て、今年の2月7日付の新聞に広報をしたところでございます。その段階では、市内の業者さんなどから7件の申し込みがあり、その後、企画書の提出が2月いっぱい締め切りとして出されたものが6件でございます。

それで、決定の方法についてですが、判断基準というようなことでございますけれども、まず、全道的な市立病院の売店の状況を昨年度から委員会の中で検討をいたしました。実は過去には福利厚生会でありますとか、母子会でありますとか、そういうところで運営をされていた病院が数多くあったわけでありまして、やはり最近いろいろな状況から民営化している病院が多いというようなことで、実は平成18年度にも苫小牧市、滝川市、それから千歳市の3病院で民間業者に売店を移したというような実績がございます。そのようなことで、今回も私たちの方でいろいろな内容を判断基準のもとに、その基準のもとに決定した結果で、3月9日、市内の業者を参入させることに決定いたしましたところであります。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 経過はわかりました。それで、この申し込みですね、士別市にある社会福祉法人が申し込んだという話は聞いているんだけど、申し込みはあったんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 士別市にあります社会福祉法人1件から申し込みがあり、企画書の提出がされております。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 実は、士別は福祉のまちづくり条例の制定をし、例えば心の問題あるいは施設の問題等々含めて、先進的なまちだと私は自負しておるんだけど、この社会福祉法人がなぜ選定から外れたんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 先ほど判断基準というものがございましたけれども、その説明を忘れておりましたので説明をさせていただきますが、やはり病院という公共的な立場と

というようなことでございまして、やはり病院としての意向が反映される店、そして入院患者あるいは外来患者の利便性が充実されるというようなことが重要ではないかというふうに思います。それから、適正な衛生管理を行うための施設が設置できることもまず必要でないかということでございます。それと、患者さんに対して絶えず親切丁寧な接遇を行えるための研修が実施されていること、それと、患者さんは病院では毎日不特定でございます。そのため、食品などについては、不足することも予想されますので、その場合については電話1本ですぐ補充ができるというようなことで、このようなことを総合的に判断いたしますと、やはり市内で営業しているお店屋さんが一番でないかということで判断をしたところでございます。今回の社会福祉法人も同じテーブルの上で 企画書の提出が6件ありましたけれども、同じテーブルの中で選考したということが経過でございます。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 非常に残念な報告ですね。市長もいますね。衛生的な問題とかいろいろ言われると、ちょっと発言にも問題があるのではないかなという気がするんだけど、それで、この法人はつくも園ですよ、私がお伺いしますと。それで企画書も含めながら、保健福祉部の方にお話をしているようですね、何とかのこういう社会参加も含めて、何とかこういう売店なんかを経営できないんだろうかということを含めて。それで市の方は保健・医療・福祉というのは連携をとりながら事業を進めていると思うんだけど、その横の連携の中で、病院あるいは保健福祉部の中でのこういう話し合いというのはなされないものでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 確かにこの売店の運営に当たりましては、私たちも保健福祉部の方から話は聞いていたのは事実でございます。身体障害者福祉法第22条において、肢体不自由障害の方あるいは視覚障害の方、聴覚障害の方いわゆる身体障害者から売店の申請があったときは、いろいろ考慮をしなければならないという条項については、私も保健福祉部の方から聞いていたところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、やはり病院の売店というのは、物を売るだけではなくて、いろいろなサービスを行っていくことがやはり利便性を向上させるんじゃないかということに重点を置いて決めたところでございまして、その辺については、事前に保健福祉部長とも協議があったということは事実でございます。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 名寄市役所においては、市役所の食堂、これは市職員だけではないようです。市民も利用しているようですが、今年の3月1日から知的障害者たちの共同作業所陽だまりが経営をしているということで、新聞で報道されていますね。そして、この食堂支援について議会でも取り上げられて、使用料の減免措置も考えていきたいんだというような答弁もされているようですね。

それから、このつくも園について言えば、大通北3丁目にランチボックス、私も行ってまい

りましたが、あるいはつくも園、今度はレストランで食事どころ「結」ですか、これも経営されていると、こういう実績も持ちながら、あるいは社会参加もしながら努力をされているところでもありますよね。

それと、もう一点は、身体障害者福祉法、今言われたんだけど、これを読み上げますと、第22条に売店の設置というのが掲げられていて、国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があったときは、その公共的施設内において新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品、その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない、こうなっているわけですよ。こういったものを総体的に見ても、私は、まして病院という、そういう施設なんですから、こういう機会にこういう売店については、そういう皆さん方に努力をしていただきながら、やっていただくのが基本だなという気がするんだけど、そのような考えにはならなかったんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 確かに障害者の雇用については、障害者雇用促進法というのがございまして、何%かの人たちを雇用しなさいというようなこととございます。市立病院におきましても、洗濯業務につきましては直営でやっております、事実、市内の社会福祉法人に登録されている方々を社会復帰の場の一助として雇用はしているところでございます。先ほど判断基準の中で衛生面と私が言いましたけれども、そのことにつきましては、冷蔵庫の設置ということでございますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいということでございます。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） もう決まってしまったものですから、今さら取りかえるべきだとも言えないんでありますが、この契約は何年ですか。

委員長（遠山昭二君） 谷口次長。

市立病院事務局次長（谷口春三君） 病院の使用に当たりましては、やはり財産の目的外使用というようなことから、単年度主義というようなことで行っていきたいというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） これは、理事者にお伺いしておきたいんでありますけれども、今、私もこの結果を聞いたのは、10～11日ぐらいです。決定通知が行われたからです。決裁はどなたが行ったのでしょうかといいますと、病院長決裁であります。助役、市長までは決裁来ていないはずなんです。私は、今申し上げたように、そういう公共施設の中でも、こういう皆さん方が社会参加できるような機会があるとすれば、私は積極的にそういう門戸を開いていくべきだろうと、このように思うんだけど、理事者としてはその辺どのように考えますか。

委員長（遠山昭二君） 相山助役。

助役（相山愼二君） 今いろいろ病院側からもいろいろな形で御答弁をされた。当然この売店

が変わるということについては、今お話しされましたように、それぞれ検討委員会を設けて選定をしたと。それと、今言う、牧野委員が言うように、公的にそういう立場に配慮する必要があるという立場と2つ相反する点を持っているわけでありまして、そういった中で同じテーブルに着いて検討されたということは、その最初からの門前払いとかという形ではなかったわけでありまして、結果として検討委員会の中で総合的に判断して、そういう形になったということについては、やっぱりそれなりの検討の経過があって、そういう結論に至ったということですから、今話ありましたように、その経過等々については、我々も具体的な細かい話は現実としては聞いていなかったということにはなりますけれども、そういったことでいきますと、そういう結論については、やっぱりある意味では尊重しなければならないだろうと。

ただ、今言いました、牧野委員が言ったようなことについては、今後これからのあり方ということについては、十分いろいろな面で考えて対応をしていくということは、やっぱりその気持ちを持つということが大事であろうと、そのように思っております。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 今後について、今、助役から話あったとおり、福祉のまちづくり条例も制定している土別市でありますから、十分その辺も加味しながら、この種の問題については対応していただきたいと、そう思います。

それから、障害者自立支援法との関係でお伺いをいたします。

本日の新聞を見ますと、自立支援法、これが昨年4月に施行されて、これは一部施行でありますけれども、その後10月に本格的になって、しかしサービス料の原則1割負担、これが非常に重い、この種の問題については国会なんかでも相当取り上げられているし、土別のこの議会の中でも多くの議員から質問されているけれども、そういった利用者の声を受けて、本年4月から軽減策を行う、こういう内容のものが示されています。

それで、今、土別の中でこの自立支援法の判定されて、サービスを居宅で受けられている方が何名ほどいらっしゃるって、その方の負担というのはどのぐらいになっているものなのか、お知らせください。

委員長（遠山昭二君） 都福祉課主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 障害認定区分の審査につきましては、土別市、和寒町、剣淵町の1市2町で共同設置しております審査会にお諮りをして、決定をさせていただいているところですが、人数につきましては、土別市では37名の認定が終了しております。剣淵町では14名、和寒町では9名の計60名の認定結果が出ております。程度区分につきましては、程度区分1から6がありまして、1につきましては、土別市におきまして3名、2につきましては15名、3につきましては9名、4につきましては3名、5につきましては2名、6につきましては5名、計37名となっております。

（「負担」の声あり）

利用者負担につきましては、居宅サービス、原則1割負担ということで徴収をさせていただ

いていますが、課税世帯、非課税世帯によりまして上限額がございます。課税世帯の1につきましては上限額が2万3,400円、それから上位所得者、これにつきましては3万……

(発言する者あり)

失礼いたしました。現在利用されております利用者負担なのですが、ホームヘルプサービスにつきましては1時間単位で大体1,500円ということで、週に1回、月に直しますと4回ということで6,000円が支援費となっておりますが、その1割負担ということで600円が利用者負担というのが平均的な状況になっております。

以上です。

委員長(遠山昭二君) 牧野委員。

委員(牧野勇司君) わかりました。37名の方が居宅サービスを受けていらっしゃるということですね。

それで、今、自立支援法88条の規定によって、障害者福祉計画を策定中だと思うわけですが、昨年10月からこれが本格実施されたということで、朝日の地域共同作業所については支援センターに移行されていると、こういうことでありますね。それで、5年間の新制度に対する移行期間が5年間猶予期間があるわけでありましてけれども、例えば小規模通所授産施設だとか、あと入所施設がございますよね。これらについては、当面、新年度から新制度に移行していくだとか、そういう状況ではないんですね。

委員長(遠山昭二君) 都主幹。

福祉課主幹(都 研司君) 各事業所からの意向調査ということで、昨年度、道の方で実施しております。その状況によりまして、土別にあります土別愛成会、それにつきましては、おおむね20年をめぐりに移行していきたいというふうに聞いてございます。もう一つ、小規模通所授産施設、知的、精神の2カ所がございますが、これらについては今の段階では状況的には移行するのが難しいということで、年度的にはまだはっきりしておりません。

以上です。

委員長(遠山昭二君) 牧野委員。

委員(牧野勇司君) そうなりますと、この1割負担に対して、例えば施設の利用料だとか、場合によっては逆転する収入から、そういう方も出てくるだとか、いろいろな問題が今全国で発生しまして、こういう改正も出てきているんだけれども、各自治体でそれぞれ独自の軽減策をとっているところもあると思いますので、その辺は今直接はこの居宅サービス以外は新年度該当しないようでありますから、ここでは申し上げませんが、その点についても十分全国的な問題を見ながら協議を重ねていただきたいと、こう思います。

それで、新年度の予算の中で地域生活支援事業の中で、地域活動支援センター事業というのが600万円、新規事業ということで予算が計上されているわけですが、これも簡単に結構ですけども、補助額がどの程度なのか、あと事業内容と対象者、職員配置、それについてお知らせください。

委員長（遠山昭二君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 地域生活支援センターについてでございますが、これにつきましては、障害者自立支援法の施行に伴いまして、平成18年10月に各市町村で1カ所以上設置ということになってございます。利用障害者につきましては、3障害、身体、精神、知的、この3障害を利用者としております。この概要につきましては、障害者が地域の実情に応じて創作的活動・生産的活動の機会提供、それから社会の交流の促進、地域の実情に応じた市町村が創意工夫をして柔軟に事業を実施するというようになっております。

内容につきましては、今申しました創作的活動、これにつきましては、スポーツだとか、レクリエーション、手芸、工作等々の作業を行うと。生産活動につきましては、作業の種目、これにつきましては、現在も実施しておるんですが、ウエスづくり、これらを作成しながら特養等に寄附をしているというような状況になっております。

次に、社会との交流の促進につきましては、地域活動でいろいろ事業を行うということで、これらについてはふれあい広場等々に出席をさせていただいて活動をしていきたいと。それにあわせて、もう一つ、市で考えておりますのが、障害者の相談支援ということを重点的にやっていきたいというふうに考えております。

それから、開設日数につきましては、1週間に5日、月曜日から金曜日ということで考えております。それから、開設時間につきましては、午前10時から午後5時までということで考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで、今、新年度予算を審議中なんでありましてけれども、もう既に委託する、地域活動支援センター事業を600万円で委託する委託先が決定されていると、こういううわさも聞くんでありますが、これまた先ほどの質問と少し関連するんでありましてけれども、委託先、これは何社に絞って、どこがこれ決まったんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 宮沢福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。

地域活動支援センターの委託の関係でございますけれども、この委託の希望のありました法人につきましては、土別愛成会、それから土別福祉会、これはつくも園です。それから名寄市にあります道北センター福祉会、一応この3つの福祉法人から受託を受けたい旨の要請がございました。

そこで、私どもは委託先を決定するに当たって、いろいろと検討させていただきましたけれども、最終的には名寄市にあります道北センター福祉会に委託ということに決定したわけでございますけれども、その経緯、理由を申し上げますと、1つは、平成17年度から市の単独事業で精神障害者の地域生活支援事業というのを道北センター福祉会に委託して実施しております、これを今回この事業が新たにこの地域活動支援センターにかわるということで、そちらに

移行する場合については、スムーズに移行ができるのではないかということ、それから2年間単独事業でやってきまして、そこに通ってくる障害者の方については指導員にもなれまして、当初は人数が少なかったわけですがけれども、今は登録している方は40名前後ということで、現在は1日に8人程度が通所していますけれども、この人たちが委託先がかわったり、指導員がかわることによる環境の変化に伴いまして、利用者が不安となることが懸念されますし、また、この方たちが自宅に閉じこもることは避けたいということもございました。

それから、道北センター福祉会には、精神保健福祉士の資格を持った方が複数おりまして、委託を受けた場合は、有資格者を配置するということも言われてございます。それから、現在、士別市に來ている指導員につきましても、引き続き派遣していただけるということも言われております。

それから、精神障害者の家族会の方にも御意見をお伺いしておりますけれども、現在地での開設を望んでいるということもございまして、それから、今の場所につきましては、民家を借りてやっているんですけれども、市立病院から比較的近い距離にありまして、病院の精神科を受診後、通所しやすいということもございまして、それから、この地域生活支援センターにつきましても、3障害対象ということで、精神、知的、身体障害者の3団体の方々からも御意見を伺いましたけれども、今の場所で名寄に委託することについても、いいでしょうということの御意見もいただいております。

それから、受託希望のあった3カ所の社会福祉法人から事業計画も提出していただきまして、総合的に委託先の検討を行った結果、名寄の道北センター福祉会に委託するというように決定したところでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 選定基準はわかりました。それで、これも長く続く事業でありますし、士別にも社会福祉法人2社から、ぜひこの仕事を受けたいという、こういう旨の要請もあったようでありますし、やはり地元の法人を育てるといって、育成するといつぱり仕事も一緒にやっていく必要があると思うんです。そういう意味では、この道北センター福祉会、名寄市ですか。この方々もぜひ士別市のふれあいネットワークの構成メンバーに入つて何か入っていないようでありますから、そういう中でともに情報公開をしながら、ともに意見交換をしながら、よりよい福祉サービスを目指していくというような形で、将来はやはり地元の社会福祉法人がこういう仕事を担えるようにすべきではないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 宮沢次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） 地元法人の育成ということもございましてということですが、この地域活動支援センターの委託につきましても、1度契約するとずっとそこにというわけではございませんで、あくまでも計画期間は単年度の契約ということになってございます。

したがいまして、契約は同じところに委託するということになりますと、毎年更新ということになりますけれども、契約の更新に当たりましては、事業実績なども検討するとともに、支援センターに通所してくる障害者の方々に余り大きな環境の変化がなく、また地元の法人にスムーズに移行できるような条件がそろいますと、更には、また利用者ですとか、障害者団体などからも意見をいただきながら、またこの契約事業所の見直しについては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、今、ふれあいネットワークのお話もございましたけれども、今、障害者団体等でふれあいネットワークというのをつくってありまして、例えば今、障害福祉計画もつくっておりますけれども、それらについても意見を何回となく伺っているところでございますけれども、この事業につきましては、市が事業を実施主体となっていく事業であるため、事業実績等のチェックも必要と考えておりますので、これらのことについて定期的に報告をいただくとともに、意見交換の場としてふれあいネットワークに構成メンバーとしても参加していただきまして、各関係団体との意見交換ですとか、情報の提供なども行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひそのように進めてください。

それと、この地域活動支援センターについては、士別市は今回 型となるんですか。これは普通型となるんですか。600万円のそういう事業に取り組むわけではありますが、資料によりますと、例えば 型というのは、これにプラスしてもちろん専門職員も必要になってくるんだけど、600万円補助額が増えますと、2分の1が国で、あと道・市が4分の1ずつですよ、こういうような内容でありますし、 型というのは加算補助額300万円、 型というのは加算補助が150万円、事業内容が極めて充実されると、こういう内容なんだけれども、将来的には士別市はこういう加算基準額に該当するようなサービスを提供するように、上乘せをしていくような考えはあるんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 今、委員お話のとおり、 型から 型までということで、この事業がなっております。要件といたしましていろいろあるわけなんですけど、まず、今回行うのが 型Aということで600万円、これは地方交付税による地方団体への補助ということで600万円がなっております。次にあるのは 型ということでございまして、これにつきましては、国の補助が150万円上乘せということになっておりまして、この事業を行える対象施設といたしましては、小規模作業所の運営実績が5年以上ある事業所がなれるというようなことと、そのほかに自治体単独補助による事業の職員1名以上を常勤とする等の制約もございまして、また、 型、 型につきましても、それぞれ事業内容がございまして、それぞれ職員の配置等も充実しながらというような条件になってございまして、また、利用者の利用人員につきましても、

何名以上という縛りがございますので、状況を見ながら、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは、次に、ラブ土別・パイ土別運動の推進についてお伺いをいたします。

平成18年度に新しい事業ということで、商工会議所が地域振興券、商品券の発行事業を行いました。それで、まだ年度末になっていませんから、それらの内容がどの程度なのかということとはつかみ切れなと思います。現時点におきます実績、例えば売上高、加盟店数あるいは換金状況、例えば大型店がどの程度、中小小売店がどの程度なのか。そして、効果、分析、どういうふうに押させているのかお知らせください。

委員長（遠山昭二君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） 商工会議所が行っております地域振興券の現在の売り上げの状況等ということでありまして、まず、19年2月末の発行高は3,730万円というふうに伺っております。

それから、この商品券を使える小売店等でありまして、小売店、業種は多岐にわたっておりますが、小売店は103店、飲食業52店、サービス業28店、建設業22社、そのほか13店の計218店ということでございます。

それから、大型店の関係でありまして、この換金率の割合は大体その7割が大型店での換金状況ということで、中小小売店は3割ということでございます。

それから、この成果ということでありまして、やはりこれは地元の小売店等からの消費の流出防止ということで取り組んでおられる事業でありまして、当初計画が2,000万円というふうに見込んでおったところ、このように伸びているということは、何と申しましょか、ラブ土別・パイ土別、そういった基本理念に沿ったような取り組みになっておるのではないかと、そのように思っているところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 中小小売店が3割ということですから、ここをいかに割合を増やしていくかというのは、各個店の努力もあるでしょうし、そういう意味では、ここが一つのポイントだと思います。

それで、新年度予算で新たに市の方で50万円予算がついています。これは多分1,000万円の売り上げに対する5%で50万円だと思っておりますが、全体事業費はどのように考えられているのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 織田課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） 全体事業費は、まず会議所の方では新年度は総売り上げを

4,000万円から今度は5,000万円ということで見込んでおるようであります。それから、これに係る経費につきましては、印刷代とかもろもろありますけれども、まず何よりもこの売上高、購買力を高めるということでプレミアをつけていくということで、これが大体4～5%ぐらいを見込んでおりますもんですから、仮に5%とすると五五、250万円ぐらいのプレミア代、それに対してただいま委員のお話のとおり、1,000万円を超える分ということで、その5%、50万円をラブ士別・バイ士別運動推進事業の中で予算を計画いたしておるところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それで、市の方としては、市の予算の中で、私は以前にも例えば報償費の何かで図書券だとか、あるいは商品券だと、こういう地元で使える商品券だとか、そういうものを報償費の中で例えば現金ではなくて、そういうものを活用できる分野というのはないんだらうかというようなお話もさせていただいたこともあるんだけれども、新年度の予算の中で、報償費予算で現金として考えられているもの、あるいは図書券として考えられているもの、あるいは商品券として考えられているもの、それらの金額的なものというのは、わかる範囲で結構ですけども、細かくなく、金額だけ教えてください。

委員長（遠山昭二君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

19年度の報償費全体で2,820万円ほどありますけれども、現金で2,250万円ほど、現金以外で568万円ほどありますけれども、この568万円のうち図書券で予定しているのが大体20万円ほど、あと商品券で予定しているのが39万5,000円ほど予定をいたしております。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） この商品券というのは、例えば今、快気祝いだとか、全快祝いだとか、そういうものにも利用されている市民が相当増えてまいりました。あるいは葬儀のお手伝いするとき、この商品券をお手伝いの皆さん方におあげするだとか、そういうのも増えているんですけども、今、一般会計だけで言われましたけれども、国保会計の中でも例えば出産の関係でいえば予算を拾ってみると、国保で計画している出産一時金というのは大体1,000万円ぐらい、公に 公にといいいますか、一時金ございますよね。あるいは葬祭費でいえば450万円ほど予算を組まれているんだけれども、例えば一般会計の中あるいは国保会計もそうなんですけれども、ここでは一般会計について聞きますけれども、この商品券なんかで報償費として活用できる、全体の今言われた2,200万円ぐらいのうち、どのぐらいあるんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 現金の部分の2,250万円という、この大体の大きな内訳といたしましては、民生委員の活動費とか、あと健康診断とか、各種講演会の講師の謝礼と、そういったものが主なものになっております。講師等はたいてい外部からの講師を、市外からの講師ですけども、そういう方に頼んでいるというような状況がありますし、ある意味では役務の提供に

に対する謝礼ということで、おおむね通常は現金で支払われるのが多いのかなというふうに考えております。

あと、細かいものでは、ちょっとした、例えば敬老会の出演者への謝礼とか、そういった部分もあります。そういったものを集めると、現金の中でも一部は券的のもので使えるのかなというふうに考えております。

あと、現金以外の560万円の方ですけれども、こちらの方は大きなものとしては敬老会の祝い品、あと各種事業の記念品とかトロフィーと、そういったようなもの、そのほかは功労賞の表彰といったような状況になっております。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひ新年度予算の中で、例えば現金じゃなくて、こういう地元で発行している商品券なんかで報償費として扱える分があれば、ぜひその辺は十二分に検討されながら、取り扱いをしていくべきではないかというふうに思います。

それと、市の物品購入の関係についてお伺いいたしますけれども、ラブ・バイ土別運動というのを提唱されているわけでありますから、当然地元で購入できるものについては、特に行政の購入できるものについては、地元で購入するのが原則だと思うんですね。ただ、価格競争なんかがあるのは事実だと思うんですが、私どもが質問をしますと、ほぼ100%地元で購入していますと、こういうふうに答弁があるんですね。ところが、実際に地元の担当している、お仕事をされている皆さん方に聞くと、地元にもあるんだけれども、地元の方が安いんだけれども、旭川市から購入しているものの中にはあると、こういうふうに言われるんですね。それで、新年度の予算の中で、例えばこういう地元利用率というのはどれぐらいになっていて、地元で改善できるものとできないものがあると思うんですが、どの程度分析されて、新年度からその辺は地元で購入できるものは購入するというふうに改善をしようとしているのか、その点はいかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 今まだ17年度の決算のときの分析と資料しかありませんので、それでお答えさせていただきますけれども、工事とかそういったものは別にして、施設の保守点検とか、そういった委託も含めて、市外の業者に発注したものというのが約9,100万円ほどあったというふうにとらえております。ただ、これは17年度ですので、合併前の朝日町の部分も含んでおります。朝日の方では、業者さんも少なかったということで、町外発注が多かった関係もあって、18年度はこれから調べると、その分はかなり減っているのかなというふうに考えております。

この9,100万円のうち、既に18年度から朝日のパークゴルフ場の管理委託等は、もう既に市内業者にかわっておりますのもありますけれども、もともと市内業者で扱えないものもあります。そのほかに、市内の業者さんで扱えるんですけれども、例えば介護用品やなんかにおいては、その施設に業者さんが頻繁に運んでいって、それを回収して廃棄処分までになると、そう

ということになると、対応はできるんだけど、そこまで手間をかけるのが難しいといったようなお話も聞いております。これらあわせて先ほどの9,100万円のうち、約8,000万円ぐらいが対応が難しいのかなというふうに考えています。残りの1,100万円ほどについての物品については、市内で取り扱えるだろうというふうに考えておりますので、それについては直接担当の方から、財政の方から担当の方にも要請をした部分もあります。

ただ、先ほど委員さんも言われたように、市内業者で扱えるものであっても、市内と市外の部分でかなり価格の面で差があるという場合もあります。そういったときには、予算の効率的な執行の観点から、今までは市外に発注せざるを得ないという対応をとっていたわけですが、こうした関係も業者さんに尋ねてみますと、例えばまとめ買いのような、そういう発注の方法をしてくれれば、もう少し値引きもできますというような話も伺っておりますので、そういった部分についての工夫を検討したいと、そのほかにも単に安いから市外に発注するといったような頼み方でなくて、市内業者と市外業者、同一の例えば見積もりをとって、取引の段階で市内の業者についても、取引の機会を拡大していくといったような方法について、19年度から対応してまいりたいというふうには考えております。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 今の答弁ですと、すべて可能とは言わないけれども、検討されるような中身のものはおよそ1,100万円ほど課長の答弁ですとあると、こういうことでありますね。極めて大きな数字ですよ。ぜひ地元で購入できるものは地元でやっぱり購入していくという、市長の提唱しているラブ・バイ土別運動を各部署にも徹底して、それを取り組むべきではないかと、このように指摘しておきます。

次に、個人住宅建設に対する補助支援制度についてお伺いをいたします。

合併する以前、その後も継続事業としても若干ございましたけれども、朝日町においては、これは菅原議員からも一般質問がございましたが、持ち家奨励ということで、定住促進対策ということで、新築住宅なりあるいはリフォーム関係についての補助制度があったのが事実であります。それで、土別市の状況なんでありますが、平成18年度現段階において地元企業の新築住宅発注件数、これは確認申請だけで結構です。あと、市外のハウスメーカー等、それぞれ件数と割合をお知らせください。

委員長（遠山昭二君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） 18年度の建築確認申請におきます住宅の件数でございますが、2月末現在で、新築が41件、増築が7件、合計48件申請が上がっております。このうち、地元の受注につきましては、新築が14件で34%、増築が4件、これは増築としては57%になります。合計では37.3%という率になっております。

（「市外ハウスメーカーは何件でしたか」の声あり）

これを除きますので、失礼しました。市外のハウスメーカーといいますが、新築が27件、増築が3件、合計で30件になります。トータル62.67%ということでございます。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） これは、それぞれ建主の考え方にもよりますし、あるいはそれぞれの企業の営業力にもよりますし、信頼関係にもよりますし、一概に土別市の地元で建ててくださいということは言いがたい問題なんではあります。ただ、市外の業者の状況を見ますと、確かに旭川あたりでハウスメーカーが一気に見学会や何かを行って、やっぱり相当な営業力なりを駆使しながら努力をされていますよね。土別なんかへ来ても、相当建てられています。ほとんど上下水道、これは指定業者しかできませんので、これは土別市の業者になると思うんだけど、それ以外にかかわる住宅にかかわる問題というのは、ほとんど市外の関連する業者の中で行われているのが現状だと思うんです。そうなりますと、今27件というお話ですが、1戸例えば2,000万円にしても5億円を超えるものが市外に流出していると、金額で言えば、経済効果。極めて大きいと思うんですね。そういう意味で、全道の中で、例えば地元の企業なり地元で発注すると、こういう支援策がありますというような取り組みをしている市はあるんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 土岐課長。

建築課長（土岐浩二君） 昨年秋にたまたま全道の市と、それから上川管内の町村に対して、そういった個人住宅への支援策がどの程度なされているかということで、電話も含めて調査をいたした経過がございます。その中で、新築に対しての地元の優遇につきましては、補助制度なり融資なりが35市のうち12市ございまして、そのうち3件、17年度の実績で3市が優遇措置をいたしておりました。

（「聞こえなかったですね」の声あり）

35市のうち12市がいろいろな制度は持っているんですが、地元の優遇をしているというのは3市でございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 今回、名寄市が、これは新築じゃなくて住宅リフォーム促進助成事業ということで、新年度で1,000万円ですか、100万円以上の住宅改修に対して定額20万円を助成すると、これは地元企業を育成するという支援策ということで、3カ年ということが出ています。いろいろ情報をいただきますと、極めて優れた施策だという話もありますし、一方では、ちょっとばらまきではないのかというような、こんなような意見もあるし、これはさまざまなんです。隣の名寄市がこういう施策を組んだということで、土別市はこういう施策というのはどのようにお考えでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） 今、名寄市の関係でお話がありましたけれども、地元の企業育成策として今回条例を制定しようということは承知をいたしております。ただ、それぞれのまちには、やはり産業構造ですとか、歴史とか、いろいろな部分がありまして、その地域の特性なり個性を出そうということで政策を打っていることでもありますので、名寄市が取り組んでいるこ

の住宅リフォームの促進条例については、そのよしあしというのは、私の方からは言及は差し控えたいというふうに思います。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 例えば地元企業に限定するという、こういうことについて法的な問題になってくると思うんだけど、例えば公正取引委員会なんかの独占禁止法に抵触だとか、いろいろなものが出てきていますよね。この種のことというのは、業者がある分については全く問題ないんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 土岐課長。

建築課長（土岐浩二君） この制度などを利用した場合の制限ということではなくてですか。業者が行った場合。

（「市が行った場合、支援策がですね」の声あり）

こういった補助制度なり支援制度で制限をかけるということですね。

私どももその辺について多少不安があったものですから、先ごろ公正取引委員会に電話等々で問い合わせをした経過がございます。独禁法そのものにつきましては、基本的に民間事業者を対象とした法律でございまして、自治体への直接的な法規制等はないということと言われておりますけれども、そういった支援制度に制限をかけるということは、間接的あるいは結果として競争の原理を阻害するおそれがあるというような判断もできるわけでございます。基本的には好ましくないのではないだろうかというような回答でございました。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 隣の名寄市がこういう施策を組んだからといって、私も土別市ではそれを見習って100%やるべきだという言い方をしようとは思わないです。ただ、こういう施策は施策として、それはその地域の中でやっぱり効果をあらわすのではないかなという気がするんです。例えば、これは土別市の建設業を営む皆さん方も、やはりそこに負けないでやっぱり頑張るんだという意識づけが大事だと思うんです。それで、その皆さん方が例えば共同して、このハウスメーカーに対抗するために、例えば営業力、メンテナンス、そういったもの、あるいは建築手法など、専門家も入れながらアピールをしていくだとか、そういうモデルハウスをつくったり、そういうことの取り組みというのはやはり必要だし、そこに対して行政もやはり手を差し伸べるできでないのかなという気がするんだけれども、そういう例えば（仮称）住まいセンターみたいなものができて、そういう中でそういう人方が集まって、この地域を発展させるために自分たちも努力をしていこうと、1つでも多くこの地域の中で市民の皆さん方の住宅を建てるために頑張ろうと、そういうことに対する支援策なんていうのは、将来検討する余地はないんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 牧野委員から、大変名寄のまちの例を引用しながら、お話を伺っており

まして、この話は随分以前からあったんですよ。私も何とか業界が1つにまとまって、どんどんよそのまちの業者が土地を買い占めていっているのを見て、もう耐えられないと、だから何か方法を考えないだろうかということを書いてきたんですね。それから、今度このことを具体的に、よその者を入れないというふうになった場合に、またいろいろな人の意見を聞いたんですけども、例えばうちは親戚があって建築屋をやっていると、よそでね。どうしても親戚の者に建ててもらいたいといった場合に、市長、それじゃ該当しないのか。それはやっぱり我々市民は怒ると、こう言う方もあったり、非常に難しいですね。

ただ、このままで置いちゃったら、本当にどうなっちゃうだろうかという心配がありますので、私はやっぱり、今、ただよそからどんどん入ってきて土地を買い占めて、そしてその土地もあわせて進めていますね。この実態は何とかなければならん。だから、私は業界の方に何回も言ってきているんですが、やっぱり結束することだと。ある程度資金は、じゃどうやってつくるかということもありますので、それはやっぱり十分我々も相談に乗っていかねばならないと、そう思っています。

委員（牧野勇司君） お話しいただきまして、ありがとうございました。

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。

まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時37分閉議）